

都市・環境常任委員会
決算・予算常任委員会都市・環境分科会

(令和3年8月31日)

○ 竹野兼主委員長

それでは、おはようございます。

時間が参りましたので、昨日に引き続き、都市・環境分科会を開催したいと思います。

本日は、都市整備部所管部分の議案についての審査を行っていきたいと思いますので、まず、稲垣部長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

皆さん、おはようございます。

都市整備部では、決算認定、それと補正予算、それに加えまして1件の協議会、所管事務調査1件、調査報告4件ということで、相変わらず盛りだくさんの内容でございます。

決算につきましては、たまたま昨年度は大きい台風とかの被害がなかったものですから、かなり予算も消化できたかなというふうに思っているところでございます。

いただきました資料請求の資料を用意させていただいておりますので、順次説明をさせていただいて、皆さんにしっかりとご審議いただけたらなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

歳出第11款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

特別会計

土地区画整理事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

○ 竹野兼主委員長

それでは、決算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、歳出第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明から始めますのでお願いいたします。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。では、よろしくをお願いいたします。

タブレットをご案内させていただきます。

今日の会議から都市・環境常任委員会分科会、003都市整備部（関係資料）でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、5ページ、43分の5ページをご覧ください。

1-1、通学路交通安全対策についてからでございます。

委員からは、通学路の交通安全対策について、経緯や、今後、事業をどのように進めるかについて資料のご請求をいただきました。また、併せて関係ございます未就学児の移動経路の交通安全対策についても別途資料をまとめさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、通学路の交通安全対策の経緯でございます。

平成24年4月23日、京都府亀岡市の府道におきまして、集団登校中の児童と引率の保護者の列に無免許かつ居眠り運転の少年の運転する軽自動車が入り込み、計10人がはねられ、3人が死亡、7人が重軽傷を負った痛ましい事故が発生いたしました。

その後、平成24年5月30日付、それぞれの関係いたします省庁、国土交通省と文部科学省、警察庁になりますが、通学路における交通安全の確保についてという依頼がありました。交通管理者である警察、各道路管理者、教育委員会が協力し、同年8月に通学路における緊急合同点検を実施いたしました。

平成26年度には、先ほどの関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、四日市市通学路交通安全プログラムを策定し、事務局を教育委員会とする四日市市通学路交通安全推進会議を設置しております。

この交通安全プログラムについてももう少し説明をさせていただきます。

通学路に関する改善要望は、現在もそうですが、土木要望の一つとして取り扱われ、その危険箇所と通学する児童の居住する自治会が異なる場合や自治会でほかに優先度の高い要望がある場合など、採用されにくい状況にあります。

このような状況の中、通学路に特化した対応システムと予算確保が必要であるとの議論を経て、通学路の安全確保に向けた取組を前進させるため、教育委員会において通学路交通安全施設整備事業を開始し、整備に係る予算確保を行ってまいりました。

その後、先ほど説明しました京都府亀岡市の事故を受け、文部科学省—これは教育委員会になります—国土交通省、私ども道路管理者、警察庁の3省が連携した対応策の検討が始まりました。その検討の中で、児童生徒が安全に通行できる通学路の確保のため、教育委員会、道路管理者、警察が継続的に交通安全対策を実施するための取組方針として、この四日市市通学路交通安全プログラムを策定したものです。これにより、関係機関による毎年の合同点検や、その合同点検の結果等に基づいた各対策を実施しており、毎年の交通安全推進会議で確認を行っております。

その後、記憶にも新しいと思いますが、令和3年6月28日、千葉県八街市の市道において、小学校の通学路で下校中だった小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、2名が死亡、3人が重軽傷するという痛ましい事故が起きました。令和3年7月9日付、国よりそれぞれの管理者に対してですが、通学路における交通安全の更なる確保についてという依頼があったところでございます。

次に、交通安全プログラムの対策状況でございます。

今、ご説明しました経緯を経て、四日市市通学路交通安全プログラムに基づき、それぞれの管理者におきまして、路面標示やカーブミラー、防護柵など、記載のような交通安全施設の整備を行っております。都市整備部におきましても路面標示やカーブミラー、防護

柵、側溝の蓋の設置や通路の暗渠化を行っており、教育委員会、警察も合わせた全対策箇所351か所のうち、令和2年度末時点で191か所の整備が完了しております。

次、6ページをお願いいたします。

写真は、整備事例でございます。

左側写真は、車両が道路外などに逸脱した場合に生じる損害を防止するため、横断歩道の歩行者だまりにガードパイプを設置したものでございます。右側写真は、車両への注意喚起のため、T字路交差点マークをカラー枠で囲み、際立たせたものでございます。

今後の予定です。

四日市市通学路交通安全プログラムに基づき、必要な対策を順次推進するとともに、国から新たに示された通学路における合同点検実施要領、この中では3点ほど指示していただいておりますが、まず1点目が、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、2点目に、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、3点目に、保護者見守り活動、地域住民等から改善要望のあった箇所。この三つの視点が示されておるところでございますが、この要領に基づき、警察、道路管理者、教育委員会が協力し、令和3年8月末までに小中学校が抽出した要対策箇所について令和3年9月末までに合同点検を実施することというふうになっております。

続きまして、7ページ、1-2、未就学児移動経路の安全対策でございます。

移動経路とは、いわゆるお散歩コースのことでございます。

それでは、まず、事業の経緯でございます。

令和元年5月8日、滋賀県大津市の県道交差点におきまして、交差点を右折した乗用車が対向車線を直進してきた軽自動車と衝突し、歩道で信号待ちをしていた園児らの列に直進者が突っ込み、園児2名が死亡、保育士と園児計14名が重軽傷を負った事故が発生いたしました。

この痛ましい事故を受け、令和元年6月18日付、国より、こちらは文部科学省と内閣府、厚生労働省になりますが、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、保育施設関係者が抽出した箇所を施設関係者、所管機関、道路管理者、警察による緊急合同点検を実施いたしました。その後、令和元年11月に決定された対策内容を国に報告しております。

安全対策といたしましては、こちらも路面標示や防護柵の設置や交差点部のポールの設定

置、路肩のカラー舗装化を行っており、全対策箇所360か所のうち、令和2年度末までに66か所を整備完了しております。

本年度も満額である1億5000万円の交付金をいただいております、本年度末までに137か所を完了する予定をしております。今後、令和4年度までに全360か所の完了に向け、事業を実施してまいりたいと思います。

次に、写真は整備を行った事例でございます。

左側写真は、車両が道路外などに逸脱した場合に生じる損害を防止するため、横断歩道の歩行者だまりにガードパイプの支柱を設置したものでございます。右側写真は、車両への注意喚起、子ども注意という文字を書いたものでございます。

今後の予定ですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、緊急合同点検結果に基づき、令和4年度完了に向け事業の実施をしてまいります。

以上でございます。

○ 伊藤（勝）都市整備部次長

都市整備部次長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の紙資料をご覧くださいまして、令和2年度における新型コロナウイルス感染症に係る影響と対応についてをお願いいたします。

このページでは、昨年、令和2年4月16日に全都道府県に発令されました緊急事態宣言に伴う対応を記載しておりまして、それから、次のページですけれども、9ページには令和2年度に生じた中長期的な影響と、大きく2点に分けて表に記載しておりますのでよろしく申し上げます。

なお、こちらの表では、左から順に、影響、それからこれに対する市の対応、備考欄には具体的な場所や事業名、件数など、補足的な内容を記載しております。

では、まず8ページですけれども、用地取得の遅れの影響に関しまして、市の対応として、緊急事態宣言下で用地交渉や境界立会い業務を一時停止したこと、また、解除後も記載のとおり感染対策を講じた上で、実施に時間を要したことで、備考欄に記載の小杉新町2号線などの道路事業、それから河川事業、都市公園再編事業の事業の用地の取得に遅れが生じました。ただし、下段の道路事業のうち3路線につきましては、用地取得から工事実施への変更、実施可能な工事内容への見直しなど、進捗を図っております。

次に、2段落目と3段落目の県境をまたぐ移動の自粛や立会い業務の自粛により、備考

欄の業務について現場での調査が必要となる地質調査業務や支障物件の移設に遅れが生じたものについては、受注者と協議をしまして工期を延伸しております。

次に、昨年の小中学校の夏休み期間短縮に伴う影響ですが、契約中で夏休み期間中の施工を予定していた朝明中学校の学校改修工事1件については、受注者と協議し、工期を延伸しました。また、内部小学校など、備考欄記載の9件の小中学校等の関連工事の発注を取りやめ、廃案し、次年度以降、今年度になります。持ち越しをしています。工事の関連では、そのほか、道路工事で使用する材料の製造が一部停止し、納期に遅れが生じましたが、ほかと同様に工期を延伸して対応しています。

次に、6段目になります。

公共施設の利用停止などに伴う措置としまして、公園駐車場の閉鎖、それから大型遊具の使用禁止、手洗い場の増設や啓発看板を設置したほか、高校などの休校に伴う自転車駐車場の利用料金を返還しています。

イベントなどの中止の影響につきましては、緑化活動に関する表彰や活動、交通安全教室を中止、または延期しています。

一番下の段落になりますが、本庁舎内での窓口業務における接触防止対策等による影響としまして、ブロック塀等の補助事業における各種通知書の交付方法を手渡しから郵送へ変更したほか、また、建築確認申請の事前相談につきましては、面談方式を電話やメールへ変更したほか、都市計画法第29条など、開発許可等に係る申請手続の郵送受付を可能とさせていただきます。

続いて、9ページのほうをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中長期的な対応になります。

上から順に、鉄道事業者が実施する橋梁耐震工事におきましては、落橋防止装置で扱う材料が入手困難となり、完成に遅れが生じたことで、国、県、市の協調補助に係る事業費を次年度へ繰越しを行っています。

次に、公共交通の利用減少といたしまして、先日の議案聴取会でもご説明しましたとおり、あすなろう鉄道では、令和2年度の乗客数が前年度比マイナス18.2%となり、これらの対応として第2種、3種鉄道事業者とも国の補助金を活用するなどの対応を行っています。また、中央駐車場及び本町駐車場では、指定管理者が管理する駐車場施設整備負担金の減額や近鉄四日市駅の北、南の自転車等駐車場施設管理業務の委託料の増額を行っています。

次に、会議の開催手法の見直し等につきましては、第2波、第3波の影響により四日市あすなろう鉄道を活用したイベントを中止とした一方で、各審査会や近鉄四日市駅周辺等整備事業、交通戦略等の会議の開催については、オンラインや書面を活用して実施いたしました。

次に、ボランティア活動の自粛によりまして、地域による公園除草作業が減少しましたが、市の発注する除草作業で対応しています。

その下になりますけれども、コロナ禍による対面折衝や経済の先行き不安から、ブロック塀等撤去費補助申請の件数が1年を通して備考欄にあるとおり減少しているため、制度の期間を当初の令和2年度末から令和4年度末へ延長してございます。

最後、一番下になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う住宅困窮者の対応としまして、市営住宅による2件の緊急入居の実施と14戸分の緊急用住居の確保を行ってございます。

説明のほうは以上となります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑がある方は挙手にて発言をお願いいたします。

○ 石川善己委員

追加資料でいただいた今のA3のところでは少し教えていただきたいんですけども、貸出し中止とか、そういったところはあれなんですけど、工事延期になったものについては、この令和3年度で全てかかっているという認識でいいのか、これはできている、これはできていないとか、これはどうなっているというところ、工事関連で延長になったものだけ少し確認をしたいんですけど、それを教えていただけますか。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼営繕工務課長

営繕工務課、伊藤でございます。

営繕工務課は、受託事業としてやっておりまして、各主管課から予算措置していただいたものを執行委任という形で営繕工務課が行っているものでございますが、8ページの表の4段目、夏休み期間短縮に伴う事業取りやめ等のところで、朝明中学校大規模改修工事

につきましては、これは夏休みが短縮になる以前に業者と契約しておりましたので、これにつきましては工期を延伸して、令和2年度の夏休みにやるべき工事が短期間ではできないということで、今年度、令和3年の夏休みに大規模改修を行うということで、延伸してやっております。

その下段でございます発注を取りやめ、廃案したものというので9件でございます。これにつきましては、令和2年4月に公告中だったものを、短縮が決められた時点で主管課とも協議した上で入札を中止しまして、先送りしたわけなんですけれども、大規模改修の3校につきましては、今年度、工事を行っております。

受水槽の更新工事もあるんですけれども、大谷台小学校、富洲原中学校、桜中学校は、ほぼ令和3年度に工事をしているんですけれども、桜中学校は別の工事と重複しておりますので、今年度工事することが困難と判断しておりますので、桜中学校の受水槽更新については令和4年度の予定でございます。内部小学校につきましては、主管課とも協議した上で、時期を見直すということで、来年度以降ということで進めております。その他については、全て今年度行っております。

なお、塩浜こども園とか、中央保育園につきましては、これも今年度、工事を行っているわけなんですけれども、令和2年度の工事期間中に小学校に仮移転をして、空き状態にして工事をするということで、それができなかったために塩浜こども園と中央保育園、これを今年度、令和3年度に行っております。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

石川委員、よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

この追加資料以外の部分のところについても、決算の認定の部分のところでもしあればお受けいたしますのでお願いいたします。

○ 石川善己委員

もともとの決算資料のところではっきり理解していないのでお聞きするんですけど、最初にいただいていた委員会の部分の決算で、数値そのものではないんですけれども、考え方を確認したいんですが、公園管理費7億2000万円ぐらいに予算額か何かで実績が上がっ

て99.1%というところが都市・環境分科会の資料には書いていないので聞きたいんですが、決算常任委員会全体会の資料で数値そのものにどうのとか、そういうところではないんですけれども、考え方だけちょっと確認をしたいんです。

昨日も請願の方がおいでになっていて、垂坂公園の整備の話とかもございましたし、南部丘陵公園とか、大きいところって、ボランティア団体さんにある程度整備、管理をお願いしてやっている状況だと認識をしています。

市内500ぐらいの公園があって、なかなか手が回らんのも認識をしている状況なんですけど、従来のボランティアでやっていただいている方々がかなり高齢化をしてきて、亡くなったり、動けなくなって抜けていく。しかも新しい方たちがそのボランティア団体に入っていないということ。これは従来から市街地整備・公園課さんとは相談をさせてもらってきたんですけれども、そういった中で新しいボランティア団体さんへの加入の促進とか、あるいはボランティア団体さんそのものが恐らくなくなってくるが出てくると思うんです。そういったときに直営で市がきちんと管理をしていくのか、あるいはどこかに業務委託なりという形を考えながら進めていくのか、将来的な公園管理の考え方だけ確認をさせてもらいたいなと思います。

○ 村田都市整備部参事兼市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田でございます。

委員からご質問がありましたように、維持管理については非常に苦勞しておるという状態でございます。

基本的に、要望会等でこういう愛護会の結成というのをお願いする形、お願いする立場ですので、なかなかいい形のものにはなっていない、こういう形ではお願いできませんかということをお願いする状態でございます。

言われましたように、ボランティア団体さん、愛護会さんも自分たちでうまくやっていただいで、だんだん老人会さんの方が中心になってくるのが多いのかなという形で、後継者になかなかつながらない。

その中で、材料を現物支給とか、燃料とかというのを出すという制度をさせていただいて、少し緩和していただいで、その部分は材料の申出があるという形で、少しは活動していただいでおると思うんですけど、特に今年はコロナということで、あまりお年寄りが寄るのもということで、それについては私どもがご要望いただければ、その中で年何回とい

う状態は決まってくるんですけど、その辺は今のところ私どものほうでやっていかなあかんと思っております。

ただ、何らかの方法で、どんどんなくなっていくとあかんもので、何かいい方法を考えていく。一遍他市のいろいろな情報をつかんで何とかやっていく方法、新たな方法は考えていかなあかんとは思いますが、今のところ、啓発のお願いと材料のこういうものは出しますということをしてPRしていくという形と、それと、同様に他市なんかでやっている試みを見ながら、何か新しい方法を考えていかなあかんと思っております。

○ 石川善己委員

以前からお願いをして、地域の回覧板なんかにもそういったボランティア団体さんへの参加のお願いというか、メンバー募集というのかな、そういうのを回覧で連携して回していただいたりはしておるんですけど、新しい方がほぼ全く入ってこないという状況が続いていて、それこそ先頭に立ってやっていただいている人たちが80代とか70代後半の方々に、この先どこまでこれができるのか分からないというので、新しい人は入ってきてもらえやんしというようなところで、すごく心配もしていただいています。

なかなかそういったボランティア団体さんへの参加促進で行政が手を入れるのは難しいことは理解するんですけども、このままいくと、遠くない将来に市が直営で管理をする、でも実態的にはそんなことはできないので、最終的に業務委託なり、そういった形を取らざるを得ない状況になってしまうのではないかなというふうに危惧をしています。

自分たちの地元の公園を自分たちでやれることをやろうよとあって、すごくそう思って活動していただいている団体さんばかりだと思っておりますので、そういった方々がいかに活動しやすい環境をつくっていただくか。あまりいい話ではないでしょうけれども、本当に公園のトイレを掃除してもらって僅かな部分のお金でとか、そういうようなやり取りをしていただいているのは認識をしておるんですけども、委託で出すまではいかなくても、もう少し手厚く何らかの形でそういった団体さんの支援を将来的に活動してもらうためには考えていただかなきゃならんのかなと思うんですが、その辺りについては、対応はどういった状態ですか。

○ 村田都市整備部参事兼市街地整備・公園課長

私ども、ご無理を言っておる、先ほど例に出していただいたトイレの掃除というののもあ

ります。1日2時間で幾らという形で回っていただく。ただ、それも高齢化によってなかなかできないよということで、また近くをやっておる方にもう一回お願いして、二つ回ってもらえやんかとか、いろいろなことをお願いしておる状態でございます。

ただ、その中で一つはお金の問題もありますし、人がいないという問題が出てきております。そこをどういうふうにやっていくのかなということと、材料を今出しておるもののほかにどういうものができるか、そこで幾らというお金というのもなかなか今のところ難しい。有償ボランティア的なのはなかなか難しいかなというふうに考えております。その辺はどのような制度があるのか。また、私どもがいろんな方にお会いするところに、制度という形まで行かないにしろ、いろんな業者さん、企業さんなんかを回らせてもらったときに、ボランティアで助けてもらうことはできやんやろうかと、何かそういう制度ってないですかと、会社と。そういうことにもお声をかけながら、その近くの人、いろんな人が参加できる状態をどういうふうに募っておけばいいのか、私どもからどういうふうアプローチしていけばいいのかという形で、人を何とか集める方策を考えていく。

なかなかお金という形では難しいのかも分かりませんが、それと、委員おっしゃっていただきました、ある区域をどういう方にとというのは問題があるかと思いますが、どんどんなくなっていく状態の中では、こういうところでやってあげるよという地区をある程度くくった段階で、委託という形も考えていかなあかんのかなというふうには考えております。

できるだけ皆さんがやっていただいて、地域の人なんかはやっていただくことのほうが大事に公園を使っただけということから見ていいことだと思いますので、何とか人がつながる、その辺の説明というのですか、私どもも積極的にどうアピールしていくのかというのでもっと地区にお声をかけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。地区の団体さんとちゃんと話をしていただけるのは認識をしておりますので、そこは本当に細やかにいろいろな話に対応してもらっているとは思っています。

今、お話が出たように、結構大手の企業さんって、環境活動、すごくボランティアに行けよということで企業のトップの方から下ろしていただいて、そういった活動が盛んな企業さんがたくさんあります。

私も全然違うところのボランティアで、毎月のように大手の企業さんのそういった活動をしている方々が清掃に参加していただいているというのも認識をしていますので、今おっしゃっていただいたように、大企業さんに地元の団体さんがやっている活動に協力をしていただくという形で、例えば年に1回参加をしていただくような、そんなお願いと、それから物資的な協力をしていただく企業さんが結構あります。ゴミ袋を出していただいたりとか、ボランティアに来ていただいた方に飲物を出していただく企業さんがあったりとか、あるいは自社の製品を少しでもそういった活動に参加していただいた方に志というか、本当に気持ちですけど。いろんな企業の方のそれぞれの取組の中で、協力の仕方っていろいろ多種にわたると思いますので、いろんな形で大手の企業さんのそういった環境活動にぜひ市街地整備・公園課にも協力をいただけるとありがたいというようなところをどのレベルで言っていただくのか、あるいは部長クラスなのか、あるいは二役が一旦は話をしてもらおうというところも必要なのかも分かりませんが、そういった協力要請というのもお願いをしたいと思います。

南部丘陵公園なんかは、バラ園がすごくきれいになったって利用者の方に言っていただく回数がありますので、やはり地元の方が愛着を持ってやっていただく、そういった施設の管理、公園管理というところを絶やさんようにしっかりとアシストをお願いしたいというところの意見を述べて終わりたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 太田紀子委員

ちょっと確認なんですけれども、未就学児の移動の安全対策というのは、令和4年度の完了と伺ったんですけれども、通学路の交通安全対策については、これはいつ完了の予定でしょうか。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

通学路のほうは、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、毎年推進会議がございます。そこで確認して、数も変動していくという形になっていきますので、毎年毎年確

認しながら、今、全箇所を上げさせていただきましたけれども、これも動く数字にはなっておりますので、継続して進めていくという状況でございます。

○ 太田紀子委員

そうすると、これは一応令和2年末で191か所、全体として351か所で160か所が残りという感じになってはいますが、これは随時増えていっているという、数に変動があるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

随時増えて、毎年整備して増えていくということでございます。おっしゃるとおりでございます。

○ 太田紀子委員

ある程度でも、これは目途をつけないとずるずるで、確かに新しいところが次々出てくるのは分かるんですけども、毎回するのではなく、取りあえずこの351か所、今は上がって残りが160か所となっておりますけれども、その辺に対して目途というのは設けないという、ずるずるでずっと新規という形ではなく、継続という形で見なければいけないということでしょうか。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

ただいま上がっておるのは351か所、これは毎年警察と教育委員会と確認しながら進めているところでございます。実は、通学路というのは生徒の増減によってとか、学校が決めていただくものなんですけれども、その辺の変動のことが大きいということもございます。これは毎年確認しながら順次進めていくということでございます。

○ 太田紀子委員

了解はしましたけれども、全対策箇所351か所というふうに記載されておりますので、ある程度その終着点というか、そういうものがあるのかなというふうに思いましたので、

質問させていただきました。

○ 稲垣都市整備部長

まず、未就学児のほうと少し違うところがあって、未就学児は点検をした上で、これは国が交付金、これは今の段階で100%の内示をいただいています。交付率55%、通常50%を5%上増ししているの、そういう形の100%内示をいただいていますので、そのものを早く終わらせていくということで我々が取り組んでおると、そういったところです。

一方で、通学路の交通安全対策ですけれども、これは従前、一番最初にチェックをかけるといったときには、どういう視点でチェックをかけるという指示はなかったということがありまして、今回初めて国のほうから各項についてポイントを絞ってこういったところを集中的にチェックせえというような指示が来ております。それに基づいて対策箇所を合同点検していくという形になりますけれども、それに対しての国の予算立てとかというのが今の時点でまだはっきりしておりません。そういったものを見ながら置いておくというよりも、例えば我々の部門でできることについては極力急いでやっつけようということで、重点的に力を入れていこうというふうには考えております。

以上です。

○ 太田紀子委員

分かりましたけれども、ただ、二、三年前かな、カーブミラーが割れていた。海蔵小学校、山手中学校の子供がよく通うところで、車の抜け道になっている。自治会から要望を出していたけれどもなかなか通らない。それで私のところに電話がかかってきて、子供たちが危ないし、私も車で何度かひきそうになった。子供が自転車でそのまま突っ込んでくるということで、カーブミラーを直ちに直してもらったんですけど、やっぱりそういうところも点検していただくときに緊急性を要するものかどうかということも加味していただいて実施していただくようお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

通学路のほうでやっぱり一般的に心配するのは、当事者の子供を持っておる親の意見と近所の人の意見と、それから自治会から見た目線でやってほしいということの違いというのがあつたという気がするんで、そこをどう受け取るかということと、最終的には行政が判断して、ここが一番安全対策が要るなというのを私はやるべきかなと思うのやけど、そのときに地域でやってほしいという保護者の声も強いで、それを聞かなあかんといつてやるけど、それよりはこっちやという声もよう聞くもので、最終的に誰が権限を持って決めるのかなと思うと都市整備部やろうで、都市整備部がそこはきちつと説明をしてやってほしいなと思つています。

それが1個と、もう1個は、効率のいい通学路の安全対策というと、例えばしっかりと四日市メリノール学院の男子生徒も増えて、私の家の前を歩いていく子がかなり増えたんやわ。そうすると、あれつて川島駅で降りるのやわ。結局、四日市メリノール学院の生徒は、バスで高角駅で降りておつたのが多かつたのやけど、川島駅で降りる子がすごく増えて、神前橋が何で詰まるのかなと思うと、津田学園のところまで横断歩道があつて、すぐはないもので、左折しようがないのや。尾平の改良工事をしてもらつておるけど、四日市商業高等学校の生徒さんが通るところは、生徒さんが通るまでずっと左折できへんで、あれでずっと渋滞しておるのやな、通学と通勤のときは。ひよつとすると四日市商業高等学校の生徒の皆さんは、あそこの江川ふとん店のもう一個向こう側ぐらいから来るのやわ、伊勢松本駅な。そうすると、あそこで横断歩道を渡つてもらつと大分違うんやがな。ちょこつとのことなんやけど、多分改良工事をしてあそこの渋滞は左折が多いと、イオン四日市尾平店のところを改良してもなかなかあれやつたら、あるときやっぱりきちつと俯瞰して見たときに、改良、変則の五差路を直すだけと違つて、どうするかという、そういうのがちょつと都市整備部の目線にあつてもいいのかなという気がするね。

意外に混雑状況つて高角橋のところ、私らのところは、ほとんどが生徒さんのあれで青信号で進まんということが多くて、それが後ろのバイパスやら、国道477号バイパスも混みあつてくるという状況が多いで、結果的に裏道で細い道に入っていくんやわな、みんな。四季彩やらあの辺をぐるぐるつとイオン四日市尾平店の駐車場のところでみんな突っ込み合いするわけやろう。そうやで、ちょこつと工夫できやんかなと思つて。私みたいな頭でも分かるんやで。もうちょつと道路の改良工事やあんなのでよくやつていってもらつておるのはよう分かるけど、そこだけというかその周りでちょこつとお金をかけていじるといいうやつがあるはずやし。特に皆さんが苦手なのかしらんけど、県の公安委員会と相

談してもらって、横断歩道を生徒さんが歩く。あれを信号機がないとだめだと思っておったけど、最近、横断歩道でみんなが止まるようになったでな、意識が変わって。徹底してみんな止まるようになったで、意外にあれ、高角橋でもちょっと渡し方を考えてくれると、通学路を含めてドライバーもいいのかなと思うで。少し今までと目線が違うようなやり方で、交差点改良したときにセットでその辺の周りもどうなのやということで見てもらうと、多分通っておる人はよう分かっておると思うわ、皆さんの中でも。本当はここをしたほうがいいなと。

だから、山手中学校から下りてくるところも今度直すやろう。だけど、あれを直したでええやろうと思うのか、もっとより良い方法はないのかって考えながらやることは全然違うで。それは点検してやってほしいなと思って。

それと、通学路を決め込んでおるけど、教育委員会も意外に決め込んだら直さんけど、向こうのほうが断然車が少なくなってこっちのほうがいいよと言っても、教育委員会は見直さんときがあるで。こういうときはきちっと都市整備部が、こちらは道路もこうやってなっているのやで、通学路の変更をこうやってしたらどうやというのは、お互いが言い合いませんとあかんなと思って。

特に、何でこっちに通学路をしてあるのやろうと思うようなところもあるでな、車がよけ通って。そういうのを一遍、学校にも言わなあかんやろうで、それは教育委員会から言わなあかんやろうけどね。その辺、一遍確認したらどうかなと思う。

四日市メリノール学院の子供たちが、私のところの下の道の広い道路をよく通っておるけど危ないなと思うので、私なんてこっちを通ればいいのになと思っておるけど。あんなの少し、やっぱりどっちも助かることやで。学校に言うのか、通学路をどう指示、指導しておるのか分からんけど。そういうことを含めてやってもらったほうがいいのか違うのかな。

一時、四日市西警察署が平尾の突っ込み合いする石州のところに交通課長が立ってくれて、迂回してくれと行って、ずっと朝に立ってもらったことがあったんやけど。それから企業に言いに行く。八千代工業さんとかこっちのあれを使ってほしいとか言っていますやんか。あの辺のところは、そういうことを指示した看板も出ていますやんか。住民の迷惑になるからこっちを通ってくださいとか。ああいうことを少し工夫すれば、お金も使わんと渋滞対策って私はできるんかなと思っておるので、一遍、その辺、目線を変えてやってほしいなと思っています。

あと、コロナ禍で多分申請窓口やらあんなのは大変やったやろうし、会わんとやることで利便さもあったのかなと思うと、どうやってそれをもう少し仕組みづけていくのかなと思って。今までだと申請しても一月待ちや二月待ちやと言うておったけど、会って世間話しながらやるよりは、電話か書面で何かしたら手っ取り早いでいいのか、手っ取り早くなかったのか。でも、現場立会いはしなあかんよと思うので、それは抜けられやんとすると、密にならんと会わないでと、承認をもうちょっと簡単に簡素化して、ややこしくないような形のものを、最近はやや印鑑もあかんというのやで。何かちょっと考えたらどうかな。未だに都市整備部は判こを七つ八つ押さなあかんわけやろう、稲垣部長に行くまでに。判こは止めたのか、都市整備部は。申請はまだ書面やろう。違うの、もう変わったの。誰でもいいよ。

○ 伴都市整備部理事

庁内の決裁でありますとか、許可に絡む申請の書類とかはございます。

一度洗い出しをして、何をなくすことができるかというのもさせてもらっています。ただ、許認可のところではなかなか減らすということはできてございませんというのが事実でございます。

○ 嶋田建築指導課長

建築指導課の嶋田でございます。

私どものほうでは、建築確認申請の審査、あと、各種補助事業。木造住宅耐震化促進事業、あるいはブロック塀の撤去費補助事業。こういったものを行っておりますけれども、確認申請につきましては、委任状を除きまして申請者の方の押印というのはもう免除といえますか、廃止という形で行わせていただいておりますし、補助申請の押印につきましても現在廃止という形に進めさせていただいております。

○ 川村幸康委員

窓口業務のそういう押印はなしになったんやけど、それ以外に、例えば何か品質確認やら開発行為の審査などを頼んでも、かなり待ち時間があるというのが、そういうことの中で改善ができそうな余地があるの。

○ 稲垣都市整備部長

まず、申請については、これからデジタル申請とか、そういったふうに進んでいかなければならないというふうに思っていますので、そこについては積極的にそれを廃止していくという形でチェックをかけています。

内部のところの時間がかかるということについては、実は、例えば水のことについて、河川排水課が照会をかけてほかの回答をもらったりとか、そこに時間がかかっているということで、要は手続として押印とかそういったことで時間がかかっているということではありませんので。そういった意味でそこについて大規模な簡素化というのはなかなか難しいかなということは思うんですが、ただ、書類を得て、それをみんなに配るところがあるので、そういった書類とかが全て電子化されて一斉に行くということになると、そういったところを少しずつ切り詰めていって時間を短縮するというようなことはこれから出てくるのかなというふうには思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

これからということは、もう稲垣部長がやる気になったら来年度からでもなるという話の世界なのか、何かよう分からんのや。

例えば、国のほうでも担当の大臣をつくったり何かしてやろうって言って声かけはしたけど、一向に変わっておらんような気もするのやわ。誰かがやる気を持つか、ものすごくそのことに精通した人がトップだとやれるんやろうなと思って。台湾かどっかの大臣みたいに。その人がプロやっていうんならな。逆に言うたら、そこは若い人らの年齢層でやらしてやったほうがいいんと違うかなと思って。部長ら、ついていけやんでしんどいか分からんけど、私らもついていけへんで、どっちにしろ。

○ 稲垣都市整備部長

まず、申請自体の形態ですね。これが基本的には電子化される、そして、例えばクラウド上でみんながそれを共有して見れるという形になっていかないと、なかなか本当の意味で効率化は難しいかなというふうに思います。

そういった意味では、申請側もまだそこまで来ていないかなというふうにも思っていますので、そこについては、四日市市が率先してということになるとなかなか正直難しいか

なというふうには私は感じておりますけれども、技術の発展って非常に早いので、それは若い力もしっかり借りながら考えていきたいというふうには思います。

○ 川村幸康委員

私も苦手やし、こんなの使えやんと思っておったけど、使ってみると便利なところと、それから不便なところと、どっちも分かるで。ただ、やっぱりもう流れるにはしていかなあかんとなると、何となく周りがやり出したらやろうかでは、誰か初めに強く思った人がやらんとやれやんなどと思っておるで。それやったら今までやっておったほうが楽やでさ。どっかでそれはやっぱり期限を切ってやるべきかなと思って。特に、全部やれとは言わへんけど、窓口業務で申請しておるやつは、どっかから始めやんとあかん。全部押印を廃止してやれと思わへんけど、窓口業務で申請で、これとこれとは、稲垣部長、こっちのほうが楽ですよという若い世代の人らの意見を取り入れてやってみることも必要やと思うので。部長が壁になってはあかんので。壁は取っ払ってもらって、一遍それをさせたったほうがいいのかと違うのかな。

意外にやってみると楽やったという話やで。その分、ほかへ手が回ればいいのかやで。一遍コロナをきっかけにして窓口業務を見直しかけるのやったら、今まではこんなことをせえへんやったやろうで。従来どおり呼びつけて、ああでもないこうでもないって鉛筆をなめなめしていろいろチェックしておったと思うけど。これからはそういうことでもないんやで。一遍コロナを機に、逆にいいふうにやれるようなことをやって、それを来年度の予算化に目指してきてよ。

デジタルまでは行かんやろうけど、そういうな。一時はやったのがペーパーレスやったやん。なかなかペーパーレスになっておらんけどさ。そういうことを今度の予算にコロナを体験して影響と対応してきたことのノウハウの中で、何か来年度はこれをきっちりやっていますという段取りを出してほしいな。決算でいうと予算に反映されるわけやで、どう、反映できるか。

○ 稲垣都市整備部長

まず、予算という面では、今回のコロナ禍の中で大きく変わったものとして、会議の開催が大きく変わりました。非常にいろんな検討、これは中央通りもやっていますので、そういうことをやっている中でウェブ会議、これはもう非常に一般的なものになって、当た

り前のように当部では行うようになっていきます。

そうすると、そのための機材とか、そういったものが実は要りますので、iPadとかそういったものをかなりの数を予算的に融通して買うということをやってきたといったところがあります。

これについては、基本的にこれからも一定増やしていかないとなかなかやり難いということなので、そういった環境整備、これはやっていくことになりますので、そういった分の予算というのは積み上がってくるというふうに認識しています。

ただ、申請関係を受けるということになると、要は電子化ですよ、図面の。そういったものについてということはやっていかなくちゃいけませんので、そのための機材まで一気にというところまでは、なかなか今の段階ではすぐに予算編成までに言えというのは難しいと思うんですが、そういったことを庁内で検討して行って、次にできるようなことに向けて予算を積んでいくと。あとはシステム化が出てくるのかなというふうにも思いますので、それは全庁的な中で積み上がっていくことになるのかなというふうに思っています。

当部としてどうしても現行の中でやっていかなくちゃならない分については、それは部分的ではありますが、積み上がってくるということでご理解賜わりたいというふうに思っています。

○ 川村幸康委員

理解半分でとどめて、やっぱり来年度に何か出してよ。これだけ言うておるのやで。1人若い人で責任者を置いてよ、何かで。役職が要るに、配置と。そういうことをする人を。都市整備部なんかはできそうなところの部署やと思うので、誰か人を置いて、そういう責任者を置いて、窓口業務における接触を防ぎながら業務の効率化を目指すような責任者を置いてほしいなと思っています。それは強く要望するので、来期なかったら、また予算反対してでも、もういっぺん組んでもらうつもりでおるで、きちっとそれはやって。

悪いことやないで、絶対に。今後やっていかなあかんことを、早いか遅いかだけなんやったら、やったほうがいいに決まっておるので、やってほしいなと思っています。やるタイミングは、やっぱりこういうコロナとか、何かないとやらんわ。また日常に戻ってみなよ、コロナから。またずるずるべったりやに。面談して会って話になるで。これ、なかなか続くでな、コロナ。もう変わっていかざるを得んで、やっぱりそれはやってほしいなということを強く要望します。

もう一つ、今までと流れが変わってしもうたのは、公共交通機関のありようが変わったことがあるなど思っておるもので、どうなのやろうなど思っさ。

この間もテレビを見ておったら、どっかのバスは、こういうシートも完璧に全部に敷いてやっておる交通会社と、それから全然満タンにして、今までのバスよりもまだ押し込んで乗せておるバスをテレビで映しておったわ。やっぱり感染症対策をしておるほうのバスは乗っておるとか、そんなこともやっておったけど、でも、人気があるのはやっぱり密になっておるといふくらいだから、需要もあるで、やるところのバスは意外に変わらんのかなと思っただけど、四日市のような地方で公共交通機関はえらかったのに、ますます拍車をかけるようになるのやったら、コロナを機にもう一遍きちんと見直しをせんと、市民の税金をどこまで使うのやという話が出てくると思うで。

分かるのやに、あすなろう鉄道でもあれだけ頑張っやっておるのやで、なかなかそれをどうやという話はできやんと思っけど、これだけ減っていくのを見越してくると、腹をくくらなあかんとこゝろが出てくるのやで、それはやっぱりこのコロナ禍を1年経験した中でどうなんやという考え方は、やっぱりちゃんと部が持たないとあかんと思っておるの。

決算を見ておると、コロナのせいもあるけど、しんどいところに余計拍車をかけたで。だから、よほどこれは担当部局が判断ミスをしないようにしないと。あの当時はあのときの判断でベストと思っやあすなろう鉄道も残したし、それはそれとしてやってきたけど、税投入で。この期に及んでもう一度それをコロナ前より良くとか、戻そうというの、ちょっと難しいと思っておるで。よっぽど来年度の予算のあれに対して、こういう判断とこゝろの対応方針を一遍きちっと出すべきかなと思っ。

何かバスタプロジェクトとか、都市総合交通戦略を立ち上げておるけど、そんなことを言うておっても、やっぱり論より証拠で、乗ってもらわんなら終わりやで、数字が出てくるわけやでさ、利用者の。そこはきちっと責任ある部署の決裁権を持っておる人が判断して方向性を示さんと。誰のお金で動かしておるのやっや言ったら税金やでな、これ。そこはやっぱり考えやんとあかんと思っわ。それだけです。

だから、来期に向かつてそれは、この決算を見ておると、散々やったださ、公共交通機関の利用者は。利用者ゼロだと走らさなかつたと思っのやわ。ちょっとでも乗っておたら走らすという考え方なのかも分からんけど、程度にもよるで。これ以上市民にそこらの理解を得られるかどうかというのを考えないと。それはやっぱり早くしておかんと、国体の判断と一緒にやわ。遅いと余計に痛みが激しいで。早くあれでもキャンセルしていれば、

相当痛みが違っておったでね。予算も使わへんだという動きがあったのやで。そこらはやっぱり特に公共交通機関は。言いにくいことやから言うのや。それは使っておる人からしたら俺は恨まれるようなことを言うておるわけやけど、でもやっぱりそれは言わんとなど思って。コメントは要らんけど、来期の方針はやっぱりきちっと出してくるということだけは答弁を下さい。

○ 稲垣都市整備部長

まず、公共交通、コロナ禍で非常に厳しい状況であるというのは、これは委員と同じ認識です。そして、このコロナ禍が終わったときに完全に元どおりになるのかということについても、それについては厳しいのではないかと、そういうふうに考えております。

その中で、まず公共交通ですが、まずは民間でやっている公共交通、これは当然あります。それがどういうふうになってくるのかといった部分があるのと、今、税投入で一定守っている部分、これをどう判断するか。この二つの部分があるのかなと思っています。

その中でも単純に効率性だけ考えると、要はより大勢の方が乗っていて、BバイCが高いものに対して投入をしていくという形になるわけですけれども、それを見たときに市全体としての交通ネットワーク、これがいいのか。例えば公共交通が全く行かなくなったときに、その足をどう確保するか。これは福祉の部分とか、そういった部分にかかってまいりますので、そういったところを十分に考えてこの先のかじを切らなければならないというふうに思っております。

その中で、まだ、これ、これから部内でも議論をしていきますけれども、まずは骨格的なもの、それについては、極力維持をするというふうに考えながら、枝葉的なものをどういうふうに効率化するかといったところが一つの論点になるかなというふうに思っています。

特に、この枝葉的なものにつきましては、将来的に自動運転等でカバーできる可能性が出てまいりますので、骨格的で大勢の人数が走るところを自動運転という形でマイカー的なものになってしまうと、物すごく道路に負荷がかかって、これは現実的ではないというところがありますので、そういったところを踏まえて予算の要求。これはその場でどうするかということなのか、それを検討していく予算を積むのか、それについてはこれから十分検討した上で予算編成に臨ませていただこうというふうに思っています。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

よろしいか。他にご質疑ございますか。

○ 石川善己委員

簡単に何点か。先ほど手を挙げたことから、ちょっと1つ。川村さんと全く同じ部分なんやけど、通学路、多分、毎年安全点検で保護者同行で歩いている学校がほとんどやと思っています。その中で見つかってきた危険箇所というのは、やっぱり一番ポイントなのかなと。地元の方の目線とは違うところで、小さい子供をお持ちの親御さんの目線というのもしっかり捉えていただいて、そこは教育委員会の部分になってくるのかも分かりませんが、そういったところをしっかりと捉えながらやっていただきたいというのが一つと、それから318の決算常任委員会の部局別の資料のところでも二つぐらい確認をさせていただきます。

16ページの2番、持続可能な交通体系の構築のところの2段落目です。技術開発の進展云々で自動運転システムを導入できるように取組を進めるというところで、以前から近鉄とJRを自動運転のバスでというようなところの考えを市長が示されてきました。この決算でもこうやって書いていただいているんですけど、現時点での進捗状況と、それから東京2020パラリンピック競技大会で自動運転のバスが選手と接触をしたという報道がされています。これを受けての影響があるやなしも含めて、少しコメントをいただけるとありがたいと思います。

同じく3番のところです。管理不全な空き家の増加が懸念されるというところで、物件所有者に対して適正管理を促す指導、助言とあるんです。この間も都市整備部にお世話になったんですけども、地元自治会が謄本を調べて、所有者と思われる人に文書を送ろうがなしのつぶてで、市役所さんのほうにもちょっとお手伝いをいただきたいということで、非常に草木が生えて、隣のうちが非常に困っていると。ただ、市の基準は1.3mというところなのかな、草の丈が。そこまで超えていないのでというようなところのやり取りもあったりしました。

ただ、現状を考えると、やっぱりそういったところってかなり増えてきている中で、地元自治会は地元自治会として謄本まで取って調べて、文書を送ったりはしているんですけど、誠意的に対応してくれる地権者さんもおみえにはなるんですけど、やっぱりなしのつ

ぶてで放りっ放し。かといって、地元が自分たちで刈ると、今後、恐らく全部そっちでやってもらえるだろうということで、地権者は絶対何もしなくなるだろうというリスクも抱えています。

行政のほうから部長名なり課長名で文書を一旦出していただくようお願いはさせてもらったんですけど、その際は。多分圧倒的にこんな案件が増えてくると思っていますので、将来的に不誠実な対応という表現がいいのかどうか分かりませんが、草は生えっ放し、建物が倒れかけのような物件をそのまま放置している地権者、所有者に対して、こういったアクションを起こしていくかというところの考え方、今の現時点で話していただける部分を答弁いただけるとありがたいなという、以上2点です。

○ 嶋田建築指導課長

建築指導課の嶋田でございます。

まず、2点目の空き家、あるいは草木の繁茂の件につきましてご説明をさせていただきます。

まず、先ほど草木の繁茂の件で、なかなか行政のほうも対応が後手になっているんじゃないかというご質問をいただきましたけれども、ただ、まず建築指導課にそういった空き家、あるいは庭木の繁茂といったところで情報をいただきますと、まず老朽空き家は建築指導課のほうで対応しておりますが、草木の繁茂の件につきましては、消防、あるいは環境部のほうで一応所管しているという条例などもございますので、といったところで情報提供をさせていただいております。

先ほどご紹介いただいた1.3mの基準云々というところも環境部のほうでそういう基準を定め、対応されているかと思っておりますので、そちらにつきましては、我々とも連携してやっついこうというところで、今、進めているところですが、できるだけ歩調を合わせて指導するような形で今後も継続していきたいなと思っております。

建物の部分に関しましては、仮に倒壊するまでは至らなくても、例えば部分的に外壁がはがれている、あるいはといが落ちかかっているというような細かなまだ軽微な状態でも、全て文書を発送し、改善を促すような取組をしております。昨年度も500件ほど通知を送ったりとかしながら、権利者ですけれども、そういった対応もさせていただいておりますので、そういったところは程度によらず、小規模な軽微なものでも先手を打つような形で対応を継続していきたいなというふうに思っております。

老朽化の激しいものにつきましては、将来的には法的措置も講じられるような、そういった体制づくり、これを今後も進めていきたいな、整備していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 稲垣都市整備部長

それでは、私から自動運転の件なんですけれども、まず、実際に自動運転のレベル4の車を走らせてみまして、現実問題としては、ほぼ自動運転で走るとは可能だと、そういったところは立証されたかなというふうに思っております。

一方で、四日市でやった実験の中で、安全確保のために乗った運転手が一旦手を入れているという場合も、これは少ないですけれどもありますので、そういった意味でなかなかすぐに自動運転の技術が完全なものになるというのは難しいというふうに認識をしております。

パラリンピックの選手との接触という、そういった事故がありましたけれども、そうした中でやはり人と自動運転の車、人が運転をするというのを含めてですけれども、それがごちゃごちゃに混ざって共存するというのは、かなり難しい状況にあるというのは、これはいろいろ参加いただいたメーカーも含めまして共通の認識でございます。

より安全性を高めるためには、例えば信号のほうからサインが出るとか、そういったものも含めてシステムができてこないといけないのではないかと、そういった議論もありまして、ただ、将来的には、これは実装されていくというふうに認識しておりますので、それが実装されるときに都市のインフラとして何があればそれができるのかといったところについてはしっかりと研究をしていって、そういったものを備えた都市にしておいて、実際に実装されるときに四日市をそういった車が走るということにしていかなければならないだろうというふうに認識をしているところでございます。

また、一方で自動運転のシステムでは、郊外型の自動運転、先ほど若干公共交通のところでも触れましたけれども、こういったところについてもいろんな実験が行われています。これは特に郊外の道の駅を起点にして、そこから走らせるということをして国土交通省がいろいろ実験をやっていますけれども、これは、走らせるところにあらかじめ下にそこを走れという線を入れておくという、それで認識をして走る。要は、レールはないですけど、電車が走るような形で走らせるという……。

○ 川村幸康委員

ゴルフ場のカートみたいなものやね。

○ 稲垣都市整備部長

そうですね。それで一定のところを回してということで、それができますと運転手が要らないということと、少人数の輸送に対応できるということで、これは郊外型には非常に適しているというふうに思っています、我々も注目をしております。

そういったものを組み合わせて、将来の交通が守れるような形にもっていくということに向けて、基本的には公共交通もそうですし、まちづくりのインフラについてもそういった方向に向けてしっかり準備ができるように進めていくということですので、我々も5年ぐらいであつという間に走っておるといふふうには思っていないけど、しっかりそういった形になるように、頑張るってその辺は研究しながら、いろんな外からの参画、これも募りながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○ 石川善己委員

2点、ありがとうございます。

バスタには間に合わないという認識なんですかね。

○ 稲垣都市整備部長

まず、バスタの段階で自動運転の技術がどこまで来ているかと、これは日進月歩なので正直言って分かりません。僕の直感という感じでは、自動運転というよりも、かなり今は自動ブレーキであつたりというのが、バスとかの導入が進んできています。そのレベルが1段、2段上がった安全性の高まったものになっているんだらうなというふうに1点思っているところがあるのと、あと、移動の手段として、自動運転で従来のバスが走ったりということではなくて、もう少しM a a Sというような形で、移動自体がどこに行きたいというと、オートで何に乗り換えていけばいいと、そういった意味での技術化であるとか、そういう情報化が進んだターミナルになっていたいなというふうに思っていますし、これは国の意向でもございますので、それに向けてしっかり国とも検討してまいりたいと

いうふうに思っています。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。手短かに終わります。

できたらやっぱり起爆剂的に使おうと思うと、バスタのときに併せてお披露目できるインパクトがあるのかなという期待を持っておりますので、できる限りよろしく願いをします。

もう一点の空き家のほうなんですけれども、この間、廃棄物対策室のほうでもいろいろとお世話になってきました。

環境部のほうの基準での1.3mということなので、これは庁内議論でもう少し下げたりということが可能なのかなというふうに思っています。その辺を都市整備部、消防本部、環境部の中で1.3mという基準をもう少し下げてというようなところの議論もしていただきたいなというふうに思っていますし、いろんな形で文書を送っていただいているのも認識はしています。要は、送って対応していただけたところはそれでまあまあよしなんですけれども、意図的にか、文書を見ていないのか分かりませんが、再三の通知にもかかわらず、なしのつぶてでアクションを起こされないというところをどうしていくかというところが一番の課題だと思っています。

その辺、いろいろ難しい点はあると思うんですけれども、何か今の時点でそういった方々に対しての次の一手というものの、漠然としたところでの考え方があるのであれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 嶋田建築指導課長

建築指導課、嶋田でございます。

まずは、第一番目は文書の通知。これによりまして早期の維持保全をお願いしているところなんですけれども、一定期間その回答がない、あるいは対応がされないというような物件に関しましては、私ども、面談方式、文書を持って行って、その所有者の方、あるいは相続人の方と面談し、もちろんコロナでソーシャルディスタンスは十分にキープした状態で、それが条件ですけれども、そういった形で一度対応すると。それによって改善につながったといった事例もございますので、単に郵送して終わりということではなくて、経過を見ながら定期的にそういう随時の追跡調査を行って、そして個別に有効な手段もまた考えな

がら、そうやって対応していく。現在もそのように行っておりますので、今後もそういった形で取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

終わります。今後、ますます空き家の放置物件というのが増えてくると思っていますので、人員体制も含めてしっかりとした対応をしていっていただくようお願いをして終わります。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

委員会は1時間経過しておりますので、午前11時30分まで休憩したいと思います。

11：16 休憩

11：30 再開

○ 竹野兼主委員長

では、再開をさせていただきます。

川村委員が手を挙げられましたので。

○ 川村幸康委員

空き家は全国的にいろいろやって、四日市は成績が上がっておるということでもいいんだらうけど、その後、引き続きやってもらう中で、土地活用をどれくらい促せるのかなと思って。それと、人口増になかなかならん中で、物件が出てくると単価が下がるで、その分だけ入ってもらえるかなとは思っているので、引き続きそういう施策を含めて打ってほしいなと思っておるのと。あと、そうなる今この世代が今度もう一遍代わっていくで、次の世代に。どれくらい呼び込めるのかなと、新しい世代をな。若い人の世代で生産年齢というのかな、これを含めてやっぱり増やす施策も空き家と同時にやってほしいなというふうに思っています。

結局、除却するということは、売ろうとする意思の表れで、活用が図られるのやけど、

そこへどんなのを呼んでくるかというのを考えてほしいなと思っています。

それと、コロナ禍で恐らく中心市街地がなかなか元気を取り戻すのは難しいのかなと思って、この緊急事態宣言も延びるかも分らんという中でいくと、よほど何か行政的な経済対策が打てるのか、これ、何を打ったらいいのかって私も分らんけど、周りの施策も気にしながらでも中心市街地のある程度の欠した部分をどう来期の予算に立てて何ができるかというのを考えやんと、一過性のものではなくてね。

例えば、この間みたいな何とかさきめし券とか、何かのやつに補助とか、そんなものもあるのやろうけど、それ以外のもので何か資金的に大きなものをできやんかなと思うので、そこらは一遍、行政的にはコロナ禍のまちづくりの課題として何か。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで、よろしくお願いします。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、質疑はこの程度とさせていただきます。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、歳出第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計について認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認めます。よって認定されました。

これにつきまして、全体会へ送るものは何かございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認めます。

[以上の経過により、議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、歳出第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、昨年度の提言について、303の四日市市議会提言チェックシート、その市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直しについて、分科会での提言の終了継続、一部変更のご意見をいただきまして、終了継続、一部変更という形での状況を諮りたいと思います。いかがでしょうか。

○ 石川善己委員

この保証人関連のところって、この後、協議会が予定をされていますよね。協議会での議論を終わってから判断したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。そういうことではないと。

○ 大関議会事務局主幹

事務局、大関です。

今回、前年度の決算提言につきましては、決算の分科会としてどのように整理、分類していただくかというのをお諮りいただく形になっております。もちろん、この後、協議会が控えておりますので、その後、改めて決算の分科会として昨年度の提言チェックシートについて分類を協議会の後にするというのも、順番を入れ替えるというのも方法としてはあるのかなとは思いますが。

○ 竹野兼主委員長

石川委員のほうからそのような意見がありましたけど、いかがいたしましょう。

○ 川村幸康委員

それでいいですよ。

○ 竹野兼主委員長

そうですか。そうしたら、協議会の内容を聞いて判断の材料にするという意見をいただきましたので、その形でさせていただきます。

その際には、またもう一回戻ってきてもらわなければいけないと思いますが、とりあえず予算のほうのところで進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

じゃ、理事者、戻ってもらう方は戻ってください。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、ただいまより予算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、まず資料の説明をお願いいたします。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット、今日の会議、都市・環境常任委員会、003都市整備部（関係資料）でございます。

資料10ページになりますが、資料12ページからになっております。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託についてでございます。

委員からは地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託について、経緯や債務額の内訳、契約期間、ブロック割のことについて、また、この業務を遂行するに当たっての長所や短所についての資料請求をいただきました。

資料では、経緯とともに地域維持型方式についてご説明を加えさせていただいております。また、長所と短所は、導入による効果と課題という形で資料をまとめさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、事業の導入経緯でございます。

道路の維持修繕業務や軽易な改良については、従来工種ごとに土木業者と単価契約を締結したところでございます。道路の陥没など、緊急に対応が必要な場合、その契約を行っている土木業者の手が回らず対応が遅れることがあるなど、市民サービスの向上を図ることが課題となっております。

また、工種ごとに発注を行ってきたことから、事業費の増加に伴い契約件数が多くなり、職員の負担となっております。

下の従来の単価契約と地域維持型契約方式の違いの模式図をご覧ください。

平成30年度の単価契約時には、左から道路維持修繕、舗装補修から、最後、排水路改良

まで。当時、道路整備課と河川排水課で9工種の単価契約を行っておりました。

また、それぞれの工種ごとに市内2から12ブロックに分けて単価契約を行っており、業務の多い年によってはそれぞれの工種でその2業務、その3業務と発注することとなり、発注契約件数も平成30年度で57契約、同じ業者が落札する場合がありますので、51業者との契約となっており、その1契約ごとに設計書を作成、入札、契約業務が必要となり、職員には負担となっておりました。また、各工種ごとに1社の契約となるため、繁忙期には担当工事が重複するなど、予定どおり工事が進まない案件が散見されておりました。

そこで、令和元年7月31日から、まずは道路の維持修繕業務に係る5工種を1業務に集約し、複数の業者で構成するJVを受注者とする地域維持型契約方式を採用し、緊急時における対応の強化や職員の軽減負担を図ってまいりました。さらに、本年度からは河川等の維持修繕業務を追加し、運用を行っております。

2番です。地域維持型契約方式についてでございます。

地域維持型契約方式とは、地域に精通した建設業者が実施主体となり、地域維持型建設共同企業体、JVを結成し、道路、河川等の維持修繕を包括的に実施する方式のことです。

本市におきましては、業種を土木一式工事とし、JVの構成業者数は3業者以上12業者以下として、市内を北部、中部、南部の3ブロック、これに分割して実施しております。

契約方式については、維持修繕業務は経験、技術力が求められる工種が多く、業務の包括性などを考慮し、JVから提案いただいた技術力を審査、評価するプロポーザル方式を採用、適用しております。なお、1指示は250万円を上限として運用しているところでございます。

13ページをお願いいたします。

債務額の内訳と契約期間についてでございます。

令和3年度から令和5年度に係る債務額につきましては、令和2年度の1年間の実績に基づき設定しております。

下の表をご覧ください。それぞれの工種での実績を示しております。例えば道路維持修繕であれば、令和2年4月から令和3年3月までの実績に基づき7億400万円、交通安全施設整備費であれば2億1400万円と、道路、河川、それぞれ表記載のとおりを設定し、実績額を基にこの債務額として16億2000万円の設定をしたものでございます。

また、緊急工事など、年度をまたぐ案件であっても円滑に業務を実施できるように、契約期間を年度当初から翌年度の7月までとしております。

その下の表をご覧ください。

赤色の着色部分が今回の部分となりますが、プロポーザル方式で審査し、選定した請負候補者を2月議会にお諮りするため、債務期間を令和3年度から令和4年度、令和5年度と3年としております。したがって、実質、令和3年度の支出はなく、令和4年度からの支出となってきますので、委託期間を令和4年4月1日から令和5年7月31日というふうにした3年債務と設定いたしました。

次に、ブロック割でございます。14ページをよろしくお願いいたします。

発注区分は、北部、中部、南部の3ブロックごとに発注しております。

令和3年度のJV構成業者数は、北部は8社のJV、中部は11社のJV、南部は10社のJVというふうになっております。

各契約の上限額については、これは令和2年度から令和4年度までの契約になりますが、道路維持課分は実績の比で配分しており、北部が32.83%、中部が35.98%、南部が31.19%、河川排水課分は均等割とし、端数を準用河川の多い北部に割り当て、北部を34%、中部と南部を33%の比率で配分しております。

今回の令和3年度から令和5年度の債務契約における上限額の設定については、令和2年度の実績を踏まえ、先ほどご説明させていただきましたが、この16億2000万円の北部、中部、南部への各ブロックへの割り振りをこの実績を踏まえて設定してまいりたいというふうに思います。

最後、導入による効果と課題でございます。

前後しますが、15ページには各年度の生活に身近な道路整備費と道路維持修繕費の執行実績額と道路維持課職員の職員数と時間外勤務の平均時間数を示したグラフを載せております。

これを見ていただきながら私の説明をお聞きいただければと思いますけれども、平成30年度には、生活に身近な道路整備事業費と道路維持修繕費、これで10億4500万円を執行しております。生活に身近な道路整備事業費の1億3700万円を次年度、令和元年度に繰り越しておりました。

令和元年度には、7月から地域維持型契約方式を採用し、年間で12億4500万円を執行できるようになりました。

令和2年度には、地域維持型契約方式の通年採用による執行の効率化を踏まえて、生活に身近な道路整備事業の事業費を前年の6億300万円から1億2000万円増額し、7億2300

万円としております。年間で生活に身近な道路整備事業費と道路維持修繕費、合わせて16億8800万円の執行ができました。また、令和3年度への繰越額もグラフを見ていただきますと大幅に削減することができました。

また、地域維持型方式を採用したことで、業者のバックアップ体制が構築され、緊急対応時に手が回らないということが回避できており、市民サービスが向上したと考えております。

次に、15ページのグラフの下のグラフに示しておりますが、平成30年度から令和3年度にかけて事業費が増加し、職員1人当たりの負担が大きくなっております。しかし、この地域維持型契約方式の採用により契約件数が減少し、職員数が1人減少したのにもかかわらず、平均の時間外労働時間は減少しており、業務が効率化されたものというふうに考えております。

最後、課題でございます。15ページの上になりますけれども、従来の単価契約と比べ、受注機会は先ほどご説明させていただきました57契約から3契約というふうになりました。大幅に減少しております。実質の受注業者数は51業者から29業者へと、変更前の6割程度を確保しております。

近年、市が発注する事業費が大きく増加する中、特に今のところ問題は発生していないのではないかというふうに考えておりますが、将来、市が発注する事業費が大きく減少するようなことになれば、受注機会確保などの課題が発生する可能性があるというふうに考えております。

また、2点目ですけれども、労働環境をよりよくするため、働き方改革関連法が2019年より順次施行されております。しかし、建設業界は環境改善に時間がかかることから、5年間の猶予が与えられております。したがって2024年から施行されるというふうになっております。

そのような中、本業務においては、例えば災害時や雪氷対策など、24時間体制で維持修繕業務に当たるため、労働時間の上限規制や休日の確保など、この関連法の施行により、受注者にとっては、今まで1人の作業員で賄っていた業務に複数員の作業員が必要になるなど、作業員不足などに伴う経費の増加が懸念されるのではないかというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

時間が、もう午前12時10分前ですけど、次は午後1時から始めさせていただきたいと思
いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、説明はお聞き及びのとおりですので、午後1時から再開ということで、午後から
協議を始めたいと思いますので、よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その形でお願いいたします。

11:50 休憩

13:02 再開

○ 竹野兼主委員長

休憩を解き、再開をさせていただきます。

午前中で予算の資料請求に対する説明は終了しておりますので、資料に対する質疑をお
受けしたいと思います。

ご質疑ございます方は、挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。資料のご説明、ありがとうございました。

この道路、そして河川ということで、道路は丸2年、3年目に入りますね。そして河川
が令和3年度からスタートしていただいているということで、今、ご説明がありましたよ

うに非常に執行率が高くなったり、繰越しが減ったりとか、あるいは時間外、そういったことで成果を上げていただいているなというふうに思います。

これから令和3年度、本格的に河川のほうが始まっていますので、またこの1年の運用状況を見ながら成果を整理して、引き続き業務のスリム化ができるような取組にしていただければというふうに思います。

なので、ちょっと細かいことをお聞きしたいと思います。

様々な修繕がある中で、13ページにアンダーパスとあります。アンダーパスというのは、例えばどういう修理、修繕というのが必要なのか、教えていただいてもいいですか。すみません。知識がないもので、申し訳ないです。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

本市にアンダーパス、何か所かございます。カメラがついておるアンダーパスが内堀町ほか、この近くですと温泉施設の前のところとか、いろいろございます。

そういうところが冠水したときに、通行止めとか、そのような緊急処置を業者をお願いしておる、その費用でございます。

○ 荒木美幸委員

分かりました。ありがとうございます。

それで、14ページのブロック割ということで、北、中、南部ということで業者の数とか、示していただいておりますが、これも知識がないもので教えてください。

JVの構成のいわゆる業者というのは、これは誰が決めるのかということと、そのJVの業者にセレクトされるための資格というか、基準みたいなものはあるのかどうか教えてください。

○ 竹野兼主委員長

ランク、要するにA、B、Cの話やね。

○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

まず、先ほど3社から12社のJVということで、JVを組んでいただくのは各業者が組んでいただくわけですが、条件が、筆頭会社がAランク、そのほかはどのランクでも構わないということになっております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。それと、一つお願いなんです、プロポーザルということで、もちろん技術力であったりとか安全管理であったりとか、そういったことがまずはとても大事だということは承知をしておりますけれども、市民目線で見るときに、こういった工事ってあらゆるところでやっていますよね。それで、やはり時々苦情をいただくのが、いきなり来て工事を始めて、何の断りもなかったとか、あるいは工事が終わった後、忘れ物をして看板が残っていると、そういった本当に小さい細々としたことでちょっとお耳にすることがありますので、その都度、道路維持課さんのほうも含めてお知らせをさせていただくことがこれまでにあったんですけども、プロポーザルの内容には含まれないのかも分かりませんが、やはりそういったところの配慮がきちっとできる業者であることはすごく大事だと思っているんですね。

よって、例えば前後の挨拶や声かけであったりとか、あるいは車の止め方であったりとか、たばこの処理、ごみの処理、また、忘れ物、点検、あるいは音などがすごくすると思いますので、音や響きを回避することはできなくても、そういったときにきちっとお声かけがあったりとか、お断りがあれば市民の方の感じ方も変わってきますし、余分なところで苦情が出ないと思いますので、そういった配慮もしっかりとできるように、そういった業者選定のときには、プロポーザルのときには、そういったことも含めてご指示をいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それともう一点、課題のところでも2点ほど上がっているのかなというふうに思いますが、今後、将来、市が発注する事業費が大きく減少するようなことがあればというのは、これは減少するであろうという予測、何か根拠があってそういうふうにかかれていて、あるいは人口が減ったりとか、業務縮小とかということの理由で載せているのか、この真意を教えてくださいたいんですね。

○ 稲垣都市整備部長

まず、今の状況からいきますと、いろんな予算もしっかり議会のほうで認めていただいて、事業量につきましては、令和2年度は100億円を超える事業費だということで、非常に市民サービスの向上に向けて日々頑張っているところです。全体的に事業が伸びておりますし、大型の事業もめじろ押しということなので、当面、事業量が減っていくということは考えにくいなというふうには思っています。

その中で維持業務というのは、一定のインフラの量がありますので、そう大きくは減りませんが、今、全体として維持管理を効率的にやるということで、舗装の再舗装とかというのかなり大型化をして、大きい延長をやるような形で、要は一旦やってからある程度触らなくていいようなやり方というところに徐々に変えて、そういったサイクルを少し長く延ばそうというようなこともトライをしております。

そうした中で、やはり、これは予算の裏打ちがあってできるということでございますので、今後ずっと本当にこれだけの予算が配分いただけるかというところ、そこはやはり分からないところがございます。

正直、私どもは過去になかなか整備予算がなかった時期を経験しておりますので、そういったことからいきますと、そういったときには事業の受注の機会の確保とか、そういったところで非常に事業を細かく割ってやらなくちゃいけないって苦慮をしていた、そういう経験をしています。そういった実態も将来にわたって出てくる可能性がないというふうに思っておりませんので、そういった場合には課題になるというふうに思っているところです。

以上です。

○ 荒木美幸委員

分かりました。そうすると少し長めで見ると、長期で見たときにこういうことも心配されるので、やはりそこは注視をしていかなければならないということでの記述ということですね。

分かりました。ぜひしっかりと検証もしていただきながら、業務負担、効率、時間外の削減につながっていますので、職員にとってもプラスが多いと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、質疑はこの程度とさせていただきます。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にて発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を諮りたいと思います。

議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会審査に送るべき事項について何かありましたら。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしということで確認をさせていただきます。

[以上の経過により、議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続いて協議会のほうに行きたいと思います。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

議案があるのか。市道路線の認定ですね。ちょっと待ってくださいね。

議案第34号 市道路線の認定について

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより議案第34号市道路線の認定について、審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会における追加資料の請求がありませんでしたので、質疑から行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第34号市道路線の認定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

以上で議案第34号市道路線の認定についての審査は終了いたします。

[以上の経過により、議案第34号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

理事者入替えがありますね。

13 : 14 休憩

13 : 27 再開

○ 竹野兼主委員長

先ほど、決算のほうで提言チェックシートにおいて留保させていただいておることだと思うんですけど、今、市営住宅の連帯保証人についてという事業名で事業概要、これについての今後の継続、廃止という方向性で委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内容的には、このチェックシートを見ると、概要の中では公営住宅の入居に対して連帯保証を変更していく提言の中であるので、理事者からの報告の中に長期的には廃止していく方向であり、また、令和3年度中に機関保証制度を導入できるように取り組んでいく。これはこの11月定例会議会のところで認められてはいく話であると思いますが、その方向

性で進んでいるということは、今の報告を聞いていただくとその方向に進んでいるのかなというふうに思っておりますので、それに対してのご意見をいただきたいと思います。

石川委員、いかがですか。

○ 石川善己委員

今、協議会のほうでも説明いただきましたし、議案としては11月定例会議会になるのかなとは思いますが、反映状況の意見を言えばいいということですか。

○ 竹野兼主委員長

継続か廃止か、一部変更かという、その3項目の中で分科会としては方向性を示さなきゃいけないので。

○ 石川善己委員

取りあえず11月様子見で、継続でいいんですかねと思ったりもしておるんですが、皆さんのご意見、どうなんですかね。ちょっと判断しづらいなと思いながら聞いてはおったんですけど。説明はある程度聞かせてもらって納得はしている状況ではあるんですけど。

○ 竹野兼主委員長

今の話のところで行くと、例えばこれで認められた場合には、もう廃止でいいよというような状況かなとは思いますが。石川委員はその状況……。

○ 石川善己委員

委員長の今のご発言のような感じで私も受け止めてはおるんですが、今の時点で判断するとなれば、継続になるんですか。どういう判断をしていいのかなって。

○ 川村幸康委員

事務局、これってさっきの議論も含めてやけど、今度、11月にしようと思っておるわけやろう。事前に改めて聞く事前審査とは言わんけど、普通、事務局、議事を整理するのやったら、そのことも含めると、一応読む程度で、だから、これ、協議会にしてあるわけやで、だから、さっき留保したときも協議会になったので、それはもうそういう前裁きを

せんとややこしくなるで、それを理事会へ出してこようとしておるわけやで、それに対してもう聞き及ぶ程度で私はさっきのまま置いておかなあかんと思っておるで。だから本当は行政側も説明は要らなかったのかなと俺は思っとるんさ。

○ 竹野兼主委員長

要するに協議会を聞いてから……。

○ 川村幸康委員

その辺も11月に書かせてもらおうと、事前の説明をちゃんとしておるので、事前審査せんほうがええのやで、事前の説明をちょっと受けたという程度の世界で置いておくのもええのかなと。だから、このシートもそういう意味では11月に出てくるでって言って、それまではそれを見ておけばいいのやさ。そういう前裁きで、委員長、どうですか。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

ただ、今の川村委員からのお話でいうと、その方向であくまで審査の内容じゃなくて、協議会でどういう報告を受けているだけの話やから、継続という形にして、その次の部分のところで委員会として判断ができてくるということを含めると……。

○ 川村幸康委員

必然的にせざるを得んような……。

○ 竹野兼主委員長

ような形になる、3年という時間もありませんけど、実際には、今日の協議会を聞いてみると、その方向性で進められていくんだなというところもあるので、とりあえず、今の分科会の中では、聞いて、継続というような形で委員の皆さんにご確認いただければ、その形で報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

次に、令和3年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会の開催がされたことがありますので、報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。よろしく申し上げます。

資料のほう、引き続きまして22ページのほうをお願いしたいと思います。

この四日市市営住宅入居者選考委員会につきましては、過去に議員のご参加をいただいておりますので、開催ごとに報告をさせていただいております。

前回は、令和3年7月6日に開催をいたしまして、議事といたしましては、まず一番初めに令和3年度第1回定期募集応募者の選考及び抽選会についてでございます。

募集の応募状況につきましては、資料の表のとおりでございます。実はここ近年、平成の中期以降に建ちました曙町でありますとか、大瀬古新町の倍率がかなり高くなってきておりました。

今回は、大瀬古新町は一般世帯向けではございませんので、曙町の倍率が高いというのと、あと、前田町の1階というのがございますが、こちらは1階部分でございます。部屋の間取りも2DKということで、単身者が応募できるという条件の下で募集をさせていただきましたところ、1戸に対して16名の方の応募があったということになってございます。

そのほか、比較的倍率が高いところといたしましては、単身者、これは高齢単身者ということでございますけれども、そちらのほうが高倍率ということになっております。

こういった応募状況の中、公開抽選が7月13日に行われました。

続きまして、23ページをお願いしたいと思います。

市営住宅の募集に関しましては、先ほどの定期募集ともう一つ、随時募集ということでお申込み自体はいつでも受けさせていただきまして、その後、順番をお待ちのような形でお入りいただく住宅がございます。

こちらにつきましては、この委員会で報告させていただきましたのが前回の1月末現在の状況でございます。そのときに25人のお待ちいただいた方がみえる中、その後、申込

みがありましたのが14件、辞退が6件、実際にご入居いただきましたのが14件ということで、5月末時点の待ち状況といたしましては19件ということになってございます。

ちなみに、1年前、令和2年の5月の時点では32件の待ちがございましたのが、その後、空き家修繕等を進めまして、若干改善はされてきたという状況でございます。

続いて、議題Ⅲでございます。

こちらに関しましては、入居に係る募集区分の見直しということで、A3の資料、24ページの部分でございますけれども、こちらのほうで説明をさせていただきました。

まず、見直しの背景といたしまして、市営住宅においては高齢化が加速しておりますということで、平均よりもかなり高い高齢化率となっております。

そういった中、市営住宅のストックにつきましては、特に昭和40年代、昭和50年代に建てられたものがかなり数多くございまして、そういったものについては本当にどの住宅も画一的な間取りになってございまして、4階建て、5階建てのものがかなりあるという中で、単身高齢者向けの住戸が不足しておるといような状況になっております。

そういった中、幾つか課題がございまして、まず、市営住宅の課題のところ応募における課題ということで、先ほど少し申し上げましたとおり、単身高齢者に提供できる住戸が少ないということ、それと、高齢者世帯向けに改修した住戸がございまして、そういったものについて若干空きが出てきたといような現状がございまして、これに対しまして、方向性といたしましては、高齢者向け住戸については、単身者向けの住戸の提供を優先する、こういったものを考えていく必要があるということでございます。

住戸の課題といたしましては、簡二タイプの住戸というのがございまして、こちらは2階建ての長屋の建物でございまして、住戸の中に階段がございまして、その階段がかなり急勾配になっておりまして、1.8mで2階まで上がるという急な階段になっておりまして、なかなかお年を召してくると暮らしにくいのかなという建物になっております。また、この簡二タイプは、間取りや設備の面で、世帯向けとしてはちょっと狭いのかなというところがございまして。

こういった中で、今現在、簡二タイプというのは、単身高齢者にも今回の募集でも出しておりますけれども、かなりの需要もございまして、このまま増やしていくのはどうかということと、そういった住戸に関しましては、若い方にも提供していったらどうかという方向性でございます。

生活上の課題といたしましては、少し古めの団地になりますけれども、低層住宅が多い

団地では高齢化が特に進展しておりまして、坂部が丘四丁目などは、もう75%というような状況になってきています。そういったところでは、高齢化に起因しまして、地域活動の停滞など、様々な問題が顕著化してきているという状況がございます。こういったところには、若年層の入居など、緩和策がある程度求められておるといような状況ではございません。

こうした中で見直し案ということで、まず、高齢者世帯向け住戸、こちらには単身高齢者も応募できるように改めていきたいという形になります。それと、簡二タイプの住戸を若年単身者向けとしても提供していきたいということでございます。

これらにつきましては、選考委員会の場において了承をいただいたという状態でございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

それでは、申し訳ありません、その他報告について、垂坂公園・羽津山緑地に設置するあずまやについてのほか、3件についてを一括して報告を受けたいと思いますので、資料の説明を求めます。

○ 村田都市整備部参事兼市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、垂坂公園・羽津山緑地に設置するあずまやについてご報告させていただきます。

令和3年6月定例会議会都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会において、補正予算をお認めいただきました。その際に、委員から様々なあずまやがある中で、

今までの固定観念にとらわれず、管理や耐用年数も考慮し、利用しやすいものを設置すべきとのご意見をいただきました。

今回、垂坂公園・羽津山緑地に設置するあずまやにつきまして、委員からの意見を反映するとともに、最近の公園利用者のニーズに対応し、利便性を向上する製品として、専門業者から企画提案が受けられるプロポーザル方式により受託者を決定し、設計、製作、施工を一括発注する方式で業務を行うものです。

設置する休養施設としまして、あずまや2棟とテーブル、ベンチを予定しております。なお、テーブル、ベンチの数量につきましても提案によるものとしております。

次に、製品の仕様ですが、二つの条件をつけております。一つは、擬木、擬石、木製など、様々な使用材料が考えられるのですが、特に制限を設けず、長寿命化を目指した材料を使用し、加工などの工夫を施されていること。二つ目は、あずまやとあずまや、あずまやとパーゴラ等を組み合わせた製品や特に夏の時期の暑さ対策としてミスト等を併用する提案も可能といたしました。また、2棟別々の提案をすることも可能としております。

次に、今後の予定ですが、8月の下旬にプロポーザルの実施要領の公表を行い、9月中旬から10月中旬の1か月間で期間を設けて提案書を受け付け、10月下旬に審査を行い、11月初旬に契約を締結、令和4年3月下旬の供用開始を予定しております。

参考といたしまして、あずまやとテーブル、ベンチの写真をつけておりますが、このタイプは、あずまやを整備した場合の概算工事費としましては1200万円となり、今回設置予定のあずまやの予定価格といたしましては2基で2200万円ですので、参考を示した製品規模以上のものが提案されると考えております。

また、次のページ、28ページをお願いいたします。

次のページでは、公園施設の製作、設置をプロポーザル方式で行った実績として、最近の例を添付させていただいております。

プロポーザルの実績では、現在までに4件実施しておりますが、いずれの提案も5者の参加があり、よりよい提案をいただき、審査し、決定したものです。プロポーザルの一例として示させていただいておりますのが、昨年度実施しました垂坂公園・羽津山緑地における遊具の製作、設置業務となります。

この遊具は、雄大な自然と伊勢湾の眺望が両方楽しめる垂坂公園・羽津山緑地をイメージした三重県初の設置となった最新の遊具となっております。今回のあずまやにおいても、公園利用者のニーズに対応し、利便性が向上する製品が提案されることを望み、プロポー

ザル方式で進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 山本開発審査課長

開発審査課の山本でございます。

私からは、全国で行われています盛土による災害防止に向けた総点検に係る都市整備部の対応について説明をいたします。資料は29ページからとなります。

まず、30ページをご覧くださいと思いますが、この資料のとおり、今年の7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年8月11日付で国の複数の関係機関からの連名で、土地利用規制や廃棄物の規制を所管する各機関がおのこの規制区域及び規制事項の観点から点検を行うことの依頼がされました。

29ページにお戻りください。

都市計画法による開発許可につきましては都市整備部が所管しているため、該当する箇所点検を四日市市で行うということになります。

スケジュールにつきましては、令和3年5月15日までに点検を行う箇所を抽出し、国土交通省に報告をいたします。また、令和3年11月までには、国が示す盛土による災害防止のための総点検要領に基づいた点検を実施し、報告をいたします。

開発許可部局に点検を依頼されているのは、盛土がされている宅地の部分で、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区内の平成12年以降に開発行為に関する工事が完了した箇所や、平成12年以降に開発行為に関する工事が完了している大規模盛土造成地が点検の対象箇所となります。それぞれで許可等の内容と現地の状況が相違していないかを確認し、許可等の内容と現地の状況が相違している場合は、現地調査を行い、災害防止のための必要な措置が取られているか等を確認することになります。

なお、森林法の林地開発が四日市市内であっても県が所管しているものは、県が点検をすることになっております。

以上でございます。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼都市計画課長

都市計画課、伊藤でございます。よろしくお願いたします。

私からは、四日市あすなろう鉄道の令和3年度第1四半期の運用速報として、輸送人員

と旅客運輸収入につきましてご報告をさせていただきます。

資料33ページをお願いいたします。

ここでは、ページ中段の表に4月から6月の輸送人員を示しており、表の左から定期外、通勤定期、通学定期を、表の下にはその合計として、令和3年度、令和2年度、令和元年度の3か年の輸送人員と令和2年度、令和元年度との対比を示しております。

表下の合計欄をご覧くださいますと、4月から6月の第1四半期では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、輸送人員は62万8000人と、令和2年度から9万4000人増加し、前年度比でプラス17.6%となり、あすなろう鉄道の利用者は回復しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度と比べると14.7%少ない状況となっております。

第1四半期の内訳につきましては、定期外が15万9000人と前年度比でプラス25.2%に、通勤定期は22万9000人と前年度比でプラス4.1%、この通勤定期では、令和元年度と同程度まで回復をできております。次に、通学定期ですが、24万人と前年度比でプラス28.3%と通学定期では回復傾向が顕著となっております。

次に、34ページをお願いいたします。

このページでは、旅客運輸収入であります。

この表では、4月から6月の旅客運輸収入を示しており、先ほどの輸送人員と同じく、表左から定期外、通勤定期、通学定期、表下には合計として、令和3年度、令和2年度、令和元年度の3か年の旅客運輸収入とそれぞれの対比を示しております。

第1四半期の旅客運輸収入は、表下の合計欄のとおり7572万3000円と前年度から1204万3000円増加し、前年度比でプラス18.9%となりました。この内訳につきましては、定期外が3315万4000円で前年度比プラス23.4%、通勤定期は2818万5000円で同じくプラス6.0%、通学定期は1438万4000円でプラス40.8%でありました。

このように運輸収入につきましては回復傾向にはありますが、例年、収入額の半数を占めている定期外が前々年比でマイナス34.5%となっており、まだまだ厳しい状況となっております。

次に、速報ではありますが、7月の輸送人員及び旅客運輸収入につきましては、輸送人員が21万2000人と前年度比プラス0.5%、旅客運輸収入が2673万3000円と前年度比プラス1.8%でありました。

先日8月27日から三重県に緊急事態宣言発令による外出自粛により、あすなろう鉄道に

とって厳しい状況となりますが、通勤通学など、移動手段を確保するため、引き続き車内換気や利用者への注意喚起など、感染拡大防止対策を行ってまいります。

私からの報告は以上でございます。

○ 山口都市計画課事業調整監

都市計画課、山口です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、北勢バイパスの整備状況について報告させていただきます。

現在の整備状況につきまして、北勢バイパスでは、現在、市道日永八郷線から国道477号バイパス間の整備が進められており、この区間においては、難工事である坂部トンネルにおいては、約870mのうち745mまで掘削、約86%が進んでおります。

また、曾井町高架橋や御館の県道田光四日市線の跨道橋、海蔵川橋梁等の工事も順調に進んでおり、今年4月27日には、同区間4.1kmの開通見通しが令和6年度と国から公表されました。

これにより、現在、川越町の国道23号から朝日町の国道1号間の1.2kmが完成4車、朝日町の国道1号から山之一色町の市道日永八郷線間の7.3kmが暫定2車の開通と合わせて、北勢バイパス21kmのうち12.6km、約60%が開通となります。

下のほうは現在の坂部トンネルの施工状況でございます。一番下のほうの左手に曾井高架橋、右手に県道田光四日市線の跨道橋の状況でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

次に、国道477号バイパス以南の整備状況についてご説明させていただきます。

北勢バイパスの計画上にあります市道小生川島線のルートや、北勢バイパスと市道の接続などに係る構造等の検討を行うため、平成30年11月議会におきまして補正予算をお認めいただきました。

その後、市では、そのルートや市道との接続などの考え方の案を示し、川島地区13自治会と土地改良区から構成される北勢バイパス建設に伴う協議委員会の中で地域の意見聴取や意見交換等を行ってきました。その結果、おおむね三つの方向性がまとまったので、ご報告させていただきます。

1番目として次の37ページ、これ、A3の図面がありますけれども、これも併せてお願いいたします。

まず、図面としまして、左側に三滝川、湯の山街道、松本街道、見にくいですが近鉄

湯の山線、左手のほうで鹿化川といった中で、ちょうど中間ぐらいに①開削ボックス化というのがございます。これについては、市道小生川島線及び防災機能を有した公園を整備するため、北勢バイパスをボックス化。

2点目としまして、右手にある丸で囲ってあります②立体交差構造とあるんですが、北勢バイパスと市道川島松本線は立体交差構造です。

3番目としまして、北勢バイパスの歩道の一部を地域の利用を考えて市道側に整備をそれぞれしていただくという形で取りまとまりました。

この平面図だけではなかなか分かりにくいかと思いますので、続きまして38ページ、あくまで完成予想図でございますが、これは小生町から南を向いたボックスという構造、地下化という構造の絵になってございます。

続きまして、39ページをお願いします。

これは、その反対側から、川島土地改良区から三滝川の方を臨んだパースとなっております。これも北勢バイパスを地下化して、上に市道小生川島線と防災機能を持った公園という形を示させていただいております。

あと、全体的にどういった構造になるのかということもございましたので、一つ、40ページでございますが、これは川島から三滝川を臨んだ構造となっております。

41ページにつきましては、曾井町から川島町を見た、これはあくまで完成後の完成予想パースというふうになってございます。

42ページについては、川島土地改良区、県道川島貝家線との接続がどうなるんだという形になっております。

最後に43ページでございます。これはもうちょっと南のほうに向かいまして、四郷高校、ここの取付けはこういったT字の交差点で北勢バイパスが取り付くという構造になってございます。

それと、36ページに戻っていただきたいと思います。

今後の予定としまして、市から国へ先ほどご説明させていただきました構造変更の要請を図ってまいります。あわせて、国道477号バイパスから国道1号采女間の測量に国が着手する見通しであることから、先ほどご説明いたしました市も関連する市道等の整備のための測量を同時に着手してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑に入りたいと思います。

質疑のある委員の方は挙手にて発言をお願いします。

○ 荒木美幸委員

1点だけ教えていただいてもいいですか。

北勢バイパスの件ですが、先ほどボックス化をする防災公園というお話が出て、ちょっとわくわく私はしたんですけども、実は。通常は公園として使い、災害時はそのボックスの上の公園部分に住民等が避難をしてくるような使い方をするイメージでよろしいでしょうか。教えていただければ、分かる範囲で結構です。

○ 山口都市計画課事業調整監

都市計画課の山口です。

そのとおりでございます。いざというときの防災機能を持った広場でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、この件につきましてはこの程度とさせていただきます。

都市整備部の所管事項については、全て終了となりましたので、理事者の入替えがありますので、休憩しましょうか。午後2時15分まで。

14:02 休憩

14:13 再開

○ 竹野兼主委員長

午後2時15分までの休憩とお話しさせていただきましたが、全員おそろいいただきましたので、委員会を再開させていただきます。

それでは、これより環境部所管部分の議案についての審査を行います。

まず、川口部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 川口環境部長

環境部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

順番、最後ということで皆さんお疲れのところかと思いますが、本日、環境部は、決算議案、それから補正予算議案が1件、それから協議会といたしまして四日市公害判決50年関連事業、それと廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正ということで2件、それから所管事務調査といたしまして令和3年度第1回環境保全審議会の開催につきましてご報告のほうをさせていただくこととなります。

数が多いので大変かとは思いますが、どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 竹野兼主委員長

それでは、決算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、タブレットの004環境部（関係資料）、こちらでございます。

枚数が多くて79枚ものになってございますが、そちらの79分の5をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

川村委員からご請求のございました北部墓地公園でございます。大きな区画に関する資料でございます。

まず、北部墓地公園のこれまでの変遷と現状についてご説明いたします。

当墓地公園は、昭和56年に供用開始以降、平成15年度まで本市が出資する財団法人であります四日市市開発公社、あるいは四日市市都市整備公社が管理運営を行ってまいりましたが、平成16年度以降は本市が引き継ぎまして、以降、市営霊園として指定管理者制度により民間事業者が管理運営を任せておるというところでございます。

平成15年度までは、それぞれの公社が規定してございました規則等に基づき管理がなされており、墓地使用料、いわゆる永代使用料については、1㎡当たりの単価を定め、区画面積については、それぞれ2㎡、4㎡、6㎡の区画を基本としつつも、さらに広い面積を希望される場合は、6㎡の区画を複数区画つながった形、横につなげた形で使用を認めてきた経緯がございます。

その後、先ほど申し上げましたとおり、市営霊園として本市が引き継ぐに当たりまして、平成15年12月に北部墓地公園条例を制定した際、使用料については、1㎡当たりの単価ではなく、2㎡、4㎡、6㎡の各区画に応じた使用料を定める形といたしました。そのため、平成15年度以前に使用許可した区画については、6㎡を超える区画が存在いたしますが、平成16年度以降は条例で規定された2、4、6㎡の大きさの区画のみ使用許可を行っております。したがって、平成15年度以前に許可した6㎡を超える区画が墓じまい等で返還された場合に新たな使用者の募集を行っていないのが現状となっております。

この6㎡を超える区画は、面積別使用料等の表にお示ししておりますとおり、12㎡が60区画、18㎡が14区画、30㎡が1区画の計75区画ございまして、いずれも戦没者等の慰霊碑などではなく、個人が管理するお墓でありまして、現在、そのうち12㎡の区画が2区画空いております。

この2区画を含めまして、今後、6㎡を超える区画に空きが出た場合の取扱いと今後の墓地の運営につきましては、現状、新規許可数と返還数の推移、下表のとおり返還数が上回っております、北部墓地公園に関して申し上げますと、新たに区画を整備して数を増やす必要性は今のところ低いと考えております。

今後、6㎡を超える区画について募集を行おうとする場合は、条例改正が必要となつてまいりますので、市民の需要の動向や空き区画の有効活用といった視点も踏まえ、検討を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑のある方は挙手にてご発言を願います。

○ 川村幸康委員

まずは北部墓地公園のことですけれども、会派のメンバーでその辺の条例改正が必要じゃないかという意見もあったので資料請求をして、行政内でももう一度検討しながら考えてください。お願いします。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

追加資料以外の部分のところでも、決算の部分のところについてもご質疑をお受けしますので、ご質疑のある方は挙手にてご発言を願います。

○ 笹井絹予委員

ちょっとお尋ねしたいんですが、返還数が平成28年度からずっと出てきているんですけ

ど、無縁墓地とかは幾つかあるんですか、大体、おおよそ。

○ 竹野兼主委員長

笹井委員、今、これは販売されているところで、無縁墓地ってそういうところにはないとは思いますが。

○ 川村幸康委員

無縁というよりは、無登録になって持ち主が分からんのはもう分からないの。そこは霊園上あるんやろう。

○ 中山生活環境課長

正確にこのお墓が無縁化しているなということまで数を当たっているということではございませんので、どれだけ無縁化といたしますか、放置されたお墓があるかというのは、すみません、部としてはつかんでおりません。

以上です。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

それから、多分、返還したものに対して、また新たに売り出していると思うんですけど、ちょっと変なお尋ねをしたいんですけど、返還したときに遺骨が残っているかとか、そういう再点検とかもしているんですか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

返還いただきますと、私どもの係員が現地へ赴きまして、墓石が撤去されていること、更地化されていることは確認しております。ただ、中を掘って遺骨の骨壺とか、そういったものが中に埋まっていないかと、そこまではさすがに現状やっております。墓石が撤去されていれば更地化されているというふうな解釈で運用しております。

以上です。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございました。

○ 川村幸康委員

昔はよう問題になっておったほかの霊園の無縁墓地は、解決したのか。ほかの霊園、あるやんか、この北部じゃなくて、富田とか富洲原、塩浜やったか。その辺の墓地で個人同士でやり取りしてやっておるとかという問題が過去にやっておったよね。持ち主が分からんで、お盆のときに見張っておって、その人が来たらお話を聞くというようなことをしておったと思うけど、あれ、ある程度片づいたの。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今、川村委員おっしゃっていただいた問題も過去からの問題としてずっと引きずってまして、解決したと申し上げられない状況でございます。7割、8割程度は使用者が判明しているという現状でございますが、まだ残りの部分については全く分からない状況が今も続いておりまして、今、委員おっしゃっていただいたような地道な調査といえますか、そういったことを今現状もやらせていただいておりますというのが実情でございます。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、よろしいですか。

他に。

○ 伊藤昌志副委員長

これ、あくまで意見なんですけれども、今は時代が変わりつつあって、お亡くなりになってからいろんな参り方があったりとか、墓地の管理に関しても時代が変わっていくとともに人数も変化してきているということから、今、変化している分野だと思いますので、また常にその辺り、時代に合わせてやっていただけたらなと思っております。意見です。

○ 川村幸康委員

委員会の聴き取りのとき、私は言いましたよ。こんなことでどうですかという、ちょっ

と考えておいてくださいねと。あれ、どういう1つの方向性が考えられるの。

○ 内系環境保全課長

環境保全課長の内系です。よろしくお願いします。

委員から個々の温室効果ガスの削減とか地球温暖化対策の件についてをお伺いしております。

今、ちょうど国のほうが地球温暖化対策計画、温室効果ガス削減目標を46%、2030年度というものを掲げたことについて、詳細な計画を立てておるようなところでございます。現在、案も出てきてはおるんですが、今後、その辺の案が正式に出てきた場合、四日市としましても現在持っています地球温暖化対策実行計画の見直し、また、どれだけ太陽光等の再生エネルギーを使えるかというところの計画等を検討しなければいけなくなっております。それが出てこないのという形になると、遅いなと言われるかもしれませんが、そこで国の方向性が出ますので、あと、県と情報交換等をしておりますので、それを見ながら我々の計画、新たな施策等も必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

多分、地球温暖化はそれぞれが当事者意識を持ってやっていくしかないと思う中でいくと、苦痛を味わったらだんだんみんな考えるようになるので、この夏の暑さとか異常な気象で雨で被害があったりすると、何ら関係ないという人もおるやろうけど、何となく人間としたらちょっとそういったことに気を遣って、それぞれがやらなあかんという中でいくと、その最大の流れをつくったり、後ろ姿を見せて走るの、やっぱり行政かなと思うと、行政がある程度市民の税金を集めて施策を打ったり、市民の税金を集めて何かやるという中では、見本になるようなことをしていくべきかなと思うんです。

それを環境部がいち早く何に取り入れてやっていくかというのは、早め早めに、国からの指示、指導の下でやるのも一つやろうけど、特に四日市市として何か取り組むことがあるのなら、これはやりますというようなことは、何か変わっていくようせんとあかんのかなと思うので、そこらはやっぱり環境部が意識を持ってやってほしいなと思っています。

その中で、次から次へと来る子供らにどんな環境教育をできるかというところがあるけ

ど、このコロナで清掃工場の見学もやめておるの、今。そうやろう。そうやで、現場へ行って、見て、気づいて、そこで脳に残るといふか、記憶に残るといふのか、そういうのはやっぱり強い、そういう意味からいふと、できやんのは何でやと。例えばその世代が行けやんのやったら、どこかで行けるように、マークをしておいて、現場を見れるようなことを私は一遍考えてほしいなというふうに思っています。

だから、コロナ禍で、小学3年生か4年生かどっかの学年で行っておるわけやな、ごみの、社会科の時間から外に行けていない学年が出てきたわけやろう、これで。1年、2年と。その学年だけでもどこかのチャンスで、その学年はマスクを徹底して、時間も短く、間隔もコロナ対策を取って、特別枠か何かで見るといふことを環境部として考えて、清掃工場を1回も見えていないといふことのないように、私はしてやってほしいなと思っておるのやわ。SDGsじゃないけど、何も取り残さないで。

四日市の子はあの清掃工場を見て、ごみを減らさなあかんとか、環境意識が根づいておる子が多い、それはコロナの間はしゃあなかったな、あんたらの2学年はという話にはならんように、どっかでやっぱりその分だけフォローできるようなものを何か考えてよ。議会にその報告を私はほしい。教育委員会と協力もせなあかんことやろうけど、この2年間行っていないところの学年だけは何かフォローしてやってほしいなと思つて。環境部として考えがあるなら。出前講座へ行っておるの。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

まず、クリーンセンターの見学のほうです。

この緊急事態宣言が出るまでは、市内の小学校に限って1日1校だけという制限の中で受入れはしておりました。ただ、緊急事態宣言という中で、その受入れも断念せざるを得ないといふところが現状でございます。

今、委員おっしゃっていただいたように、見られない学年が存在してしまうことになりかねないといふところについては、我々も問題として捉えておまして、教育委員会においてもそういった問題意識をお持ちでございます。教育委員会の学校の先生のほうでクリーンセンターの中身をビデオカメラで撮っていただいて、それをDVD化して各校に配るとか、そういった取組も教育委員会のほうでやっていただいでいて、それに対して環境部も協力をさせていただくといふようなことはもうやってございます。

それから、出前講座については、緊急事態宣言になってからは行っていませんけれども、それまでもごみ収集車を学校のほうに持って行って、私どものほうの収集作業に当たる職員が行って、こうやってごみを集めるんだよ、それでこういうふうにごみの水気を絞ってもらえるとごみの量が減ってすごく助かるんだよというようなお話をさせていただいておまして、出前講座については学校が休校にならない、つまり授業があるという限りにおいては、なるべく積極的に出前講座についてはさせていただきたいなということを思っています。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

出前講座も一つの知恵やと思うけど、やっぱりあの大きなものを見て、現物を見るとまた違うで、イメージが。できれば現場に行けるようなことを考えてやってほしいなと思っています。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。緊急事態宣言が明けて、コロナが一定収まれば、この学年、多分市内の小学校4年生になると思いますが、そこを特化して4年生だけの期間を集中してやっていくというのも一つありかなと。もちろん授業、カリキュラムの都合もありますので、どこまでできるか分かりませんが、その辺りも含めて教育委員会と十分お話をさせていただければと思います。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

これはもう意見。まず、多分コロナによってごみの量も変わったり、いろんなことが変化しておるのやで、それに対応してどういう環境部のほうのごみ収集の体制を整えるのかとか、あと、生活様式もそれで変わってきたでさ、北大谷斎場の役割も一遍考えやなあかんと前も言ったけど、どうしていくんかな。大きなところはほとんど使わへんで、小さめにしていくのか、民間施設でも今は小さめにしておっても、それでも今、お葬式をしないというのが流れ的には増えて、一気に加速したで、コロナで。お葬式を挙げるほうがあかんみたいな感じの雰囲気今の社会情勢やで、そうしたら行政的にもあれはコストはかか

るわけやで、運営しておると。北大谷斎場を指定管理に出しておるけれども、どうしていくんやって考えたほうがいいんと違うかなと思ってさ。

早い決断をせんと、じわりじわりと行ったり来たりすると、ものすごく判断が鈍くなるでな。今のうちにコロナ禍でこれだけ使わんのやったら、一遍どういうありようがあるのかも、墓じまいじゃないけど、あそこの大きな会場を閉めて、小さいのに分割しようかとかという検討に入るべきかなと思うので、その辺だけ一遍、コロナ禍を1年経験して流れが見えてきたと思うのやわ。

これからまた、コロナが収まったけどお葬式が増えるとは考えにくい。あのときは家でほとんどしておった人が、家のタンスから何からひっくり返して、祭壇組んで大変やもので、市民の利便を考えて北大谷斎場を造ったと思うのやわ。あの当時の社会に合わせてな。一定の役割は果たしたけど、逆になってきたときに、しまうほうがしんどいのやわ、造るときよりも。そのときにどうやってあれを縮小していくのか、廃止していくのかという議論を始めていくべきやと思うので、早急に。これは、こういうコロナの時期やからこそ、時期を逃してもらったらやりにくい。私は、やって、ある程度一定のめどを1年ぐらいで出してほしいなと思う。これは要望。

それから、非接触型の映像に映ると熱が測れるやつは、今まだ置いていないやろう、北大谷斎場は。あれは少しコロナ対策で置くべきかなと思う。環境部の部分はそんなのがあまりないなと思うので、それぐらいかな、俺が思っておるのは。

○ 竹野兼主委員長

環境部に対する意見やと思うんですけど、今は閉めるのも含めて検討せえよという話をされているんですが、関連して話をさせていただきたいと思うんですが、今、どの民間施設なんかにおいても様々なホテル化的な状況にすごくなっている。要するに、通夜の後、そのままそのところに泊まる宿泊施設みたいなものを充実させるというのが今の民間のところの状況になっているんですけど、今後、終結させるという考え方もあるけど、改めて改装するとかというような状況というのは、行政側としては何も考えている状況ではないのかなというのを少し聞いてみたいと思います。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今、川村委員もご指摘いただいたとおり、川村委員からは、以前からこの式場1の稼働率のことについてはご意見を頂戴しています。私どもも昨年度、営繕工務課のほうに、あそこの図面等も確認していただく中で、例えばあそこを半分ぐらいの小さいものの二つに分けるといようなことが構造的に可能かどうかという検討はお願いをして、それについては、ちょっと残念ながら無理だろうという結論は一定得ております。

ただ、私どもが思っておりますのは、先ほど委員長がおっしゃっていただいたような水回り、特にシャワーとかお風呂がないというところが、今、現状、利用者の方のご不満につながっている部分がございますので、式場1を改装して、もうちょっと式場自体を小さくしつつ、そういった水回りの設備ができないかどうかを専門の設計事務所さんなり、コンサルさんのほうにお金を出して検討をいただくことを考えてみたいなというふうに、今年度の予算をいただいております中で、ちょっと工夫してそういったことに取り組みないかというのを今考えておるところでございますので、またその結果がもし出ましたら、これがいい結果が出るかどうか分かりませんが、こういった内容で検討してもらったところ、こういうことでしたというふうなご報告は、また改めてさせていただければと思います。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

民間を圧迫するという部分のところでは、あたりもしてはならんと思うところもあるし、ただ、市民全般の中で今の市立のこういう施設というのは、非常に安価という意味合いの部分があって、そこを私はどうしても使いたいんだというふうな市民の方もたくさんいらっしゃる。その部分のところについては、税金の投入についてはしっかりとした対応が必要だなというふうには思っています。第1ホールの部分のところについては、特にこの2年間の部分のところでは、多くの方を集められるということ自体が非常識という状況ではあります。その後どのような形になるかというのは、なかなかイメージをつくりにくいとは思いますが、間違いなく今後のお葬式そのものの態勢が大きく変わるのかなという可能性は非常に高いと思っていますので、ぜひその点について市民のニーズも含めてしっかりとした情報を集めてもらえるような状況をお願いしておきたいと思っております。すみませんでした。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 川村幸康委員

ごみの持ち去りというのは、大分少なくなってきたの。それとも現状維持、変わらずなのか。

○ 中山生活環境課長

また後ほど協議会に切り換えていただいた後でその関係の条例改正を今後考えておりますので、またご説明申し上げるとしまして、今現状、持ち去り行為が減っているのか、増えているのか、現状維持かということでございますと、私の感覚としては現状維持になっていると。

○ 川村幸康委員

すると、様々な対策をしておるけど、いたちごっこというか、なかなか難しいということか。要は、予算を通して、予算をつけてもなかなか難しいというふうに見るのか、今のやり方が悪いというふうに決算から見て取れるのか。それをしているから、それぐらいで止まっておるといふのは、見立てによって全然違うのやわな。厳しい言い方をするとやり方が悪い、いい言い方をすると、やってぼちぼちになっているので何もやらなかったらもっと増えますよという話なのか。そこらの判断はどうしておるのかなと思って。

それによっては、もっと予算の有効的な使い方があるのと違うのかなと思うと、例えばあなた方がないというならないと言ってほしいな。言い切ってくれたほうが分かりやすいな。どう思っておるのかなと思って。

○ 川口環境部長

持ち去りにつきましては、かなり頭を悩ませているというのが現状でございます、そういうこともございまして、今回、条例の改正のほうを今年度内に何とかできないかということで、今回、協議会のほうで条例改正案を1回お示しさせていただいてご意見をいただこうということで、今回お願いしておるところでございます。

ということで、予算につきましても、今やらせていただいているパトロールですとか、そういった部分といいますのは、やはり必要部分と。やらずに放っておくと、やはり市民の方が一生懸命やっただいただいているのに行政は何もしないというふうなことになっても

いけませんので、そういった部分で最低必要かなというふうには考えてございます。

それ以上何ができるかというところで、今回一つのご提案ということですので、またその辺りのところ、ご審議いただけたらと思います。

以上です。

○ 川村幸康委員

あと、コロナ禍で集団回収というのはやれやんだと思うのやけど、その分、何か代替で何かしたというのはあるの、何もしていないの。それはもう、コロナで仕方ないなということなのか、その分、どっかへ回っていったのか。

最近見ると、民間のああいう段ボールとかを捨てにいく人が多いので、そちらで補っておるのかどうなのか。そうすると、行政が補助して集団回収がよかったのか悪かったのかって、事業内容の見直しは必要かなとは思うもので。この際、コロナ禍で地域を担っておった集団回収というのは、意識啓発も含めてやったけど、結構もう段ボールやあんなのは、民間が充実してきて、ある程度、意識啓発の意味合いよりもそれが実質に役立ったほうがいいで、民間の回収のボックスに持っていくというような方向性で四日市は行くというのなら、これをはっきりとうたって、そういうふうに切り換えていくのも一つかなと思うのやわ。それ、できるのも今やで、コロナ禍で。

だから、来年度の予算の枠取りの中で、集団資源回収をどうするかというのをやっぱり考えておくほうがいいんと違うかなと思って。このコロナ禍の中で、どさくさ紛れじゃないよ、コロナ禍やけれども、これはなかなか収まらへんし、難しいのであれば、税を投入して集団回収で補助金を出してやるって思ってやったけど、それやったらほかのものに回して行って、その予算は。民間のああいう充実したボックス、カーマのところでもようけありますやんか。ああいうところで四日市は資源回収しましょうかと、一つはね。それも一つの考え方かなと思うと。一遍そういうのは今度の予算案を取る中でいくと、そういう政策判断をするならば仕組みが変わるわなと思ってさ。

だから、もう何十年と続いたのやで川口部長の時代には集団回収を終えられやんということではなくて、新しい考え方で切り替えたっていうのもできるわけやで、そんなことをちょっと考えてみてくださいよ。

来年度には、この決算を見て、コロナ禍でせえへんだで、たちまち困ったんかといったら、困っていないわけやで。唯一残念なのは、皆さん方の感覚から見て、ずっと続いてき

たものをコロナ禍でしゃあなしにやめたけど、また収まったらやろうかという判断も一つか分からんけど、私から見ると、もう役割を終えたんやな、それをすぱっと切り替えて別の予算立てにしたらいいと思うわ。

そういう考えを持って今度の予算に決算から見てつなげていってほしいなと思って。今回ゼロなんやでさ。コロナ禍でどういう方でも考え方をゼロベースで積み上げやすいなと思って。意見やで、よろしいわ。それで来年度予算、そんなことを考えて。

○ 竹野兼主委員長

私も同じ、前回この都市・環境常任委員会にいて、川村委員のほうから集団回収の問題点を指摘されておったというときも記憶にあります。今、現状として、コロナ禍の中でのような状況なのか、今、ゼロベースになっておるやないかという指摘の部分のところで、確かに集まることが難しいという意味合いでは、例えば教育委員会、子供さんたちの子育ての関係でそういうものの補助金を求めているところもまだないとは言えやんのかなという、そういう実態をしっかりと調査していただくということは重要かなと思いますので、その実態を調査した中で、川村委員が言われる新しい方向性を見出していただくということをぜひお願いしていきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 川口環境部長

ご提言いただきましてありがとうございます。

集団回収につきましてもやはり四日市は委員もおっしゃっていただきましたけれども、そういう民間の部分も当然推奨してございますし、教育の一環というところもございまして、そういう地区なり、学校なりというような単位で資源物を回収していただくというところにつきましても、力を入れて施策としてやってきたというところもございまして、その量自体が少なくなっているというところもございまして、あと、実際に買取価格が上がったり下がったりもするというようなところもございまして、今年度から1kg当たりの単価、それを4円から5円に予算で上げさせていただきます、そういうやっただいている団体等につきましても、そういった部分ではちょっとこ入れをさせていただいたというところもございまして、

おっしゃっていただいておりますように、全体の流れとして今後どうしていくのがいいのか。ちょうどコロナというところもございまして、その辺りもきっかけになろう

かとは思いますが、ご指摘いただきましたようにきちっと分析のほうをさせていただいて、その上で現時点でやるやらんというところを判断するところは難しいですけども、そういったきちっと検討のほうはさせていただいて、何がしか予算でこういうふうな検討をさせていただきましたというものを outsourcing させていただくという形で考えてございますので、よろしくお願いたします。

○ 川村幸康委員

大いに期待していますので。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 石川善己委員

都市整備部のときにも少し触れたので、消防本部も絡んできて、この間、少し空き家、空き地のところの繁茂等々について3部局絡んでお世話になっておるんですけども、なかなかこれから増えていく中で、さっき都市整備部でも言ったんですけど、環境の基準として1.3m高というのがある中で、ちょっとそれに足らんで対応できやんみたいな話もあったりするんですよ。

さっきもちょっと言っておいたんですけど、3部局で相談していただきながら、その基準を少し見直していってもらえるようなこともお願いできやんかなと思ったりもしているんですけど、今ここで即答は難しいかなと思うんですが、方向性だけでも聞かせてもらえたらなというのがまず1点。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

都市整備部の審査を、私ども、インターネット中継で職場のほうで聞かせていただいておりますので、石川委員のおっしゃっていたことは私も承知をしております。

今、1.3mのお話が出ましたけれども、1.3mの根拠といいますか、何で1.3mなのかというところだけ私のほうからご紹介をさせていただければと思うんですが、要は、草が生えていて、そこに小さいお子さんが連れ込まれて云々ということが危惧されます。今、小

学校の低学年のお子さん、男の子も女の子も、大体平均身長が130cm、このことから、草の管理について130cmを一つの基準、それを超えているようであれば指導という形でさせていただきます。

ただ、130cmに届いていないからしないというわけじゃなくて、一定程度、それよりもちょっと低いんだけど、指導の対象ではないけれども、地主さんにこういうことで草が伸びているので草を刈ってくださいという要請は私どももさせていただいております。

今、委員がおっしゃっていた130cmを少し下げるというところは理解をさせていただくところなんですけど、それを下げたところで、またそれよりも短いところの問題というのは当然出てきますので、一番肝心なのは、刈っていただかないと意味がない話なので、それを刈っていただけるような、ただ、強制的に市が刈るとか、あるいは地元の方が刈っていただくことについてというのは、それはほかの法律の問題もございまして、どこまで行政としてやれるか。私の中で思っているのは、こういう業者さんもありますよ、例えばシルバー人材センターさんでそういうサービスをやっていますよといったような情報もその要請、あるいは指導の中に入れさせていただいて、なるべく刈っていただきやすい情報提供というのをさせていただければと今考えているところでございます。

以上です。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。言って対応してもらえるとところというのは問題がないというか、先方が地元自治会のほうからアクションを起こしてもなしのつぶてというところが問題で、かといって先ほど言ってもらったように、こちら側、要は自治会側とか行政側で手を入れてしまうと、次からは絶対に自分のところでやらなくなるので、それはあかんと思っています。

ただ、周りの家というのが、その草から発生する虫であったりとか、秋以降になったら火災のリスクとか、そういったところの不安を抱えて、何とかしてくれよって、非常に強いし、これから増えていくのは、さっきも言いましたけど、目に見えている状況やと思っているので、これは。

そういった中でしっかり3部局で連携しながら対応していただきたいなという思いがありますので。それに絡んできて、以前、空き家で草ぼうぼうの中で、外来種がすみついているという。笹川団地とは思えないような状況があったわけです。ここに特定外来

生物防除計画を立てないと駆除すらできないという状況で、防除計画を立ててもらって、取り組んできていただいているところだと思うんですけど、捕獲頭数とうちアライグマというところで、部局別資料の10ページかな、上げていただいている、令和2年度の捕獲頭数125頭で、うちアライグマが118頭ということは、これは見方としては、残りはヌートリアが7頭という理解でいいですか。

アライグマって本来日本におらんはずの個体が、駆除しても駆除しても毎年駆除件数が増えて、一向に個体数が減っていないのかなと思うんですけど。この辺りの見解とか、今後どうしていくとか、これは本当にこれだけ駆除しても増えていっておるといことですね、実態的には、逆に考えると。ある程度のロングスパンで考えた中で、この辺りの駆除をどうしていくのかというところの考えを示していただけると。

○ 内糸環境保全課長

環境保全課長の内糸です。よろしくお願いします。

今、石川委員からもいただきましたように、四日市市では、四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画というものを設けて、うちの環境保全課としましては、アライグマ、ヌートリアという外来生物のほうの捕獲の実施計画に基づきまして、おり等の設置をして捕獲させてもらっております。

これは実施計画と言いながら、基本的にはいろんな計画の場合は年間何匹とかという形で決まっておるものがあるのですが、これについては、要は何匹でも捕る、捕れるだけ捕るという状況の計画となっております。

とはいいいながら、うちのほうも2か月設置しても捕れないとかという情報も受れたりという形で、おりのほうも46個持ってフル回転で回させてもらっておるんですが、なかなかこの辺りのところで止まっておるという状況であります。

なるべく情報等をつかみながら、我々も積極的にアライグマ、ヌートリアにつきましては捕獲したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。結構いろんなところで相談をいただきます。私も認識ができていないので教えてほしいんですけど、アライグマが出た場合って、農作物の被害が出たら商工農水部対応になるんですか、それともあくまで防除計画がある環境部で対応してもら

うのか。

○ 内系環境保全課長

環境保全課長の内系です。

農作物の被害につきましては、農水振興課のほうで別のほうの計画に基づいて有害鳥獣の駆除といった形のほうで対応しております。基本的には連携はしておるんですが、うちのほうの環境保全課につきましては、あくまでも特定外来生物の中のアライグマ、ヌートリアというところになりますので、農作物被害につきましてそういう情報が入った場合には、うちも農水振興課等に情報を流して、そちらのほうで対応していただいておりますという状況でございます。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。最近また、一頃、落ち着いておったんですけど、恐らくアライグマだろうというところの畑等々の被害の相談がちょこちょこ出てきたんです。しっかり情報共有しながら、また、多分予算も決算を受けて次年度に向けて増額してもらわないといけない状況になってくると違うかなという気はしているので、ちょっと留めておいていただければというところで終わります。

○ 川村幸康委員

すると、環境部のほうの管轄は、アライグマとヌートリアだけで、ほかのものが来たら逃がすのか。

○ 内系環境保全課長

環境保全課長の内系です。

アライグマ、ヌートリアという形でうちの場合は捕ってはおるんですが、たまにタヌキ等がかかる場合もあります。タヌキ等は、農水振興課のほうの駆除計画のほうに入っておりますので、ものにもよるんですけど、そういったものにつきましては、必要に応じて駆除するという場合もございますが、あくまでも環境保全課が捕りに行かせていただくのは、基本的にはアライグマ、ヌートリアという形になっております。

最初から別の動物と分かっておった場合には、農水振興課なり、そういうところが対応

するということになるかというふうに思います。

○ 川村幸康委員

連携もしてほしいんやけど、過去にあった話なんやけど、農水振興課がタヌキの農作物被害がひどいってわなをかけたら、ヌートリアが入っておったのね。ヌートリアは環境部のほうやでって言ったら、開けて帰したと。逃がしたっていうんだわ。それはひどいなという話もあったり、ハクビシンが捕まったときは、それもまだ捕れない何やらとか、この間も、イタチが捕まったら、イタチの雌は捕まえたら違法になりますよとか。益獣やで。逃がしてくれとかさ、雄も雌も分からんわな、捕まえに行くのに。そういう部分もあるでさ、もうちょっと農水振興課とそこはしっかり連携してもらって、捕まったら駆除するというにしておかんと、農水振興課のほうで捕まえにいったらヌートリアやで逃がしたって言うんやで、川へ。うそやろうと俺言ったけど、目の前で逃がしたんやで、市民の人の。おりを開けて。それはあかんなと思ったので、そんな話にならんようにちょっと連携はしてほしいなと。

そのほかの外来種、あるいはハクビシンやら違うのが、あれが入ったときの対応も一律じゃないんやわ、ばらばらなんやわ。押し付け合いするんやわ。この前、寺方の人で、家に帰ったらハクビシンが天井にかかったということで、その人は市に言っても来てくれんって、おまえ言ってくれってわしのところに言って来て、わしも嫌やもので、人権プラザの館長に言ったら、人権プラザの館長は、今度は地区市民センターの館長に言って。地区市民センターの館長はまた環境部やって言って押し付け合いしとんのさ。あんなのみっともないで、その捕った家の人は市役所の職員のOBの家やでまだいいもののさ、よその人が見たら笑う話やで。やっぱり駆除するのやったら駆除して捕まえたらきちっと、その場所は俺の担当と違うでと言わないで、処理はしてほしいなと思って。それだけは頼んでおくわ。逃がすというのはあかんわ。

○ 竹野兼主委員長

それについて。

○ 内系環境保全課長

環境保全課長の内系です。

先ほどのような件は、うちのほうも初めて聞きましたので、基本的には、どちらでかかっても対応するという形になっておるはずなんですけど、改めて農水振興課のほうには我々のほうからも確認をしておりますし、特定外来種につきましては、市としての防除計画でもあるので、そこはちょっと確認をさせていただきます。

いずれにしても農水振興課とは連携を取ってやっておりますので、改めてその辺りは確認をしておきたいなと思います。

○ 川村幸康委員

あと、担当部署がなくなったもので、スズメバチの巣をよく言われるんや。あれは復活したらどうや。昔はしておったわな、市で。危ないし、すごい量やでき。あれは一遍、なぜやめたのか、危ないでやめたのか、民間業者が出てきたでやめたのか。意外に市民は困っておるんや。それも空き家にできて、ぶんぶん通学路を通っておるのやけど、誰もが捕りにいかんのや、空き家やでな、持ち主がおらへんし。そういったときとか、あと、通学路の付近の草むらというか、何とかの垣根の木のところで作っておるとか、そんなのもあると、誰の責任において誰が捕るのかということで、なかなか押し付け合いになって、刺されてもいけない話やし、それこそセアカゴケグモだとか、あんなのやと環境部の出動になるやろうけど、スズメバチはならんやろう。

かといって、結構スズメバチは多いんや、今。民間業者が捕ってもらうと2万円ぐらいするのやわ。自己責任で広場にあるとかというと環境部が出動する場合もあったわ。なかなかこれも持ち主の分からん広場とか、そんなところにスズメバチの巣があるので危ないで捕ってくれとか。結構最近多いで。まずは対応したってほしいなと思っておるので、できることを前提で考えれやんかなと思って。これは答弁は要らんで、来年度予算に向けてスズメバチも一つ何か入れてよ。駆除費用の助成でもちょっと考えたら。

あれ、2万円ぐらいするのや、民間業者に頼むと。優しい民間業者やと、それ、生きてますかとか、死んでますかって言うのやけど、高いところのやつは見えへんのや。おるのかおらんのかもな。1年ですっと出て行くんだってな、スズメバチは。生きておる姿を捕りにいっても損やで、川村さん、やめておきなうて言うてくれるけど、親切な業者さんは、でも生きておるかどうかも分からんし、スズメバチはよう飛んでおるで、通学路で。危ないなと思って、駆除のところに電話したらそんな電話やで、もう一度行政で復活したらどうかなと思って。

○ 竹野兼主委員長

心に止めておいていただくというふうに、今言ってもらっていますので。何らかの形で検討をしていただくようお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 笹井絹予委員

今の川村委員のやつで、スズメバチのプラスでアシナガバチもしてほしいなど、ずっと私は思っているんですけど。前もちょっと環境部に相談したことがあるんですけども。私、自分のところも毎日毎日出るで困っているの、市でそんなのをやってもらえると助かるなど思っているの。お願いします。

○ 竹野兼主委員長

ハチの殺虫剤ってすごいやつがあって、それはスズメバチには勧められないんですけど、アシナガバチ程度であれば、本当にすごい勢いであつという間に駆除できるという。死んでしまえば取ってしまえるので。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、また言ってください。

○ 川村幸康委員

昔よくセアカゴケグモ、あんなのが出たときに、環境部の出動のときと商工農水部の出動のときとに区分けしてあったやんか。ダニなんかはわくと環境部か、何かがあると、かまれたら健康福祉部か。セアカゴケグモでも。かまれるまでの駆除は環境部がやるけど、かまれた者は健康福祉部の出動やとかさ。縦割りで仕事の領域を分けておったことがあると思うのやけど、なかなかそれも一つのジャンルで絞るとするのは、どこというのは難しいやろうけど、部局にもまたがっての所在地になるのかなと、ハチでもな。どこにあるかによってな。

個人の軒先にあるのは個人で捕れというのが行政の原則やけど、個人じゃないような通学路にあったりするときに、誰が捕るのという話やし。子供を持っておらん地主の人やと知ったことやないという人もおったやんや、神前地区でもな。

通学路の集団下校するまでの集まる場所のところの広場にスズメバチが巣を作っておって、捕ってというけど、自治会長も困っておったし。捕れへんしと言って、最後にあのときは地区市民センターの館長が優しい人やったもので駆除してくれておったけど、あれはどっかでしてやらんとおもうので、俺は。それは、あんたらは逆にいうと地区市民センターの館長の仕事とおもうのかしらんけど。環境部に持ってくるなって思うか分からんけど、どっかでしてあげなよ。結構助かると思うよ。ものすごく困っておるで。

以上。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論、ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費につきましては、原案のとおり決算認定を行うことにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認めます。

全体会のほうに送るものというものは何かありますでしょうか。

（なし）

○ 竹野兼主委員長

なしと確認させていただきます。

以上で議案第21号の特別会計等の決算認定環境部所管分についての審査を終了いたします。

〔以上の経過により、議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

○ 竹野兼主委員長

荒木委員が来ていただくのをお待ちいただきますので、ちょっと休憩を取ります。

15：02 休憩

15：04 再開

○ 竹野兼主委員長

じゃ、委員会を再開しますので、インターネットをお願いいたします。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

○ 竹野兼主委員長

それでは、ここから予算常任委員会都市・環境分科会としまして、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）について審査を行います。

本件におきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 内糸環境保全課長

環境保全課長の内糸です。

資料は、先ほどの続きのタブレットの79分の7ページから9ページまでとなります。よろしく申し上げます。

地球温暖化対策事業費のスマートシティ構築促進補助金における補助対象の平均設置費用と補助率についてお示しさせていただいております。

本件でご説明させていただきますスマートシティ構築促進補助金につきましては、地球温暖化対策の推進ということで、個人のおうちに創エネ、畜エネ、省エネ等の設備を設置するときのどういう費用を補助するといったものとなっております。

中段のほうの、2、補助対象の平均設置費用と補助率というところの表をご覧ください。

こちらのほう、表では左のほうから補助対象、1件当たりの補助額、平均設置費用、補助率をお示ししております。

下段の米印のほうでもご説明しておりますが、地中熱ヒートポンプ及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEHを除く平均設置費用につきましては、令和2年度の実績から算出しております。

なお、地中熱ヒートポンプの平均設置費用につきましては、現在まで本市において補助

実績がありませんことから、本市と同様な補助制度を設けております豊橋市さんへヒアリングを行いまして、それで得た金額を示させてもらっております。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスにつきましては、家に断熱性を高める外壁などの整備や太陽光発電設備などの設置を行うことによって、その家で使う消費エネルギーと同等のエネルギーをつくるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスというものに対して補助をしておるんですが、その家となるための追加費用をハウスメーカーにヒアリングしたものを平均設置費用140万円から300万円といった形でヒアリングをしておりますので、その金額をお示ししております。

なお、最下段の米印の4のところには、令和3年度の補助金申請に基づく家全体の建築関係経費の平均額3513万円といった形のものもお示ししております。

また、表の補助率につきましては、1件当たりの補助額を先ほどご説明しました平均設置費用で除したものを補助率という形で表しております。

説明については以上となります。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けします。質疑がある方は挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 川村幸康委員

これ、行政的にはどんどん伸ばしていこうとするのか、私は伸ばすべきやと思っておるのやけど。それこそ例えば10年間でどれくらいの予算規模で膨らんでいくかなというような、計画を立てているようなやつは膨らませていくべきかなとは思っておるんやわ。その分、環境部の予算も無限に使えるわけじゃないで、削るところを削ってやるという考え方でいくと、単年度をこうやって見せておるけど、もうちょっと長い目を見たときに、これぐらいの可能性、全部やるのも手やろうけど、これとこれは伸ばしやすいし、温暖化にも効果があるなと思うなら、もう少し中長期的な予算を組んでいくと、メーカーも利用する市民の人も、多分それが10年間ぐらいあってくれるのやったらという判断が立つけど、今年はあるでいったけど、来年どうなるかなと思うと分からんような話もある。だから、もう少し環境経費、温暖化の場合は長い目を見た、行政は単年度予算で組むけど、こういう事業は、変な話、行政の仕組み上難しいから、推進計画ぐらいは担保してもらえると

すると、3年ないし5年ぐらいはこれぐらいでやりますというようなのが後ろ盾としてあって、初めてやれる程度かなと思うと、都市整備部のほうでも不執行が多くて事業が回らんという部分もあったからということで、仕組みとやり方を変えて、不執行をなくすようなブロック制にして、発注をかけて入札件数で事務作業を軽くしたこと言ってたやんか。そうやって思うと、これでも例えば5年とか10年のスパンで組んでおいて、これだけの予算を持って、来たときには、こうやって対応できるというやり方も、債務負担なんかはあんたらのほうがプロやろうで、部長らもプロやろうで、運用するのは。そこで、そういうの見立ててやるというのも、今回はこれでいいけれども、次からは、組むならこういう組み方のほうがもっといいのと違うかなと思って。

それは周知もしやすいし、もっと広がっていくと思うな、ハウスメーカーにも。ハウスメーカーでも単発じゃなくて、5年とか10年スパンでそういう事業計画も組んでくれるやろうでな、仕組みとして。だから、環境部もそういう意味では温暖化やあんなのの補助するコストのやつには、長いスパンのやつの組立てをしてやってほしいかなと思って。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

推進計画は、そうやけど、長くて5年やろう、あれ、3年やろう。もうちょっと長いほうがいいんと違うかなと思って。

○ 川口環境部長

委員からご提案ということで、現在も推進計画事業にこのスマート補助金を上げさせていただいていまして、一応、先行き3年分の計画値としましてはお示しをさせてもらっておると。ただ、今回補正に上げさせていただきましたように、実際の補助額というものがかなり増えてきているといたしますか、市民の皆さんの意識が上がってきているといたしますか、そういうところもございます。

それから、太陽光パネルなんかですと、もっと以前はもっと高い額を出していたんですけども、パネルの額自体が下がってきましたので、各自治体も額を落としたり、やめたりとか、そういったところで取捨選択というのも出てきておるところでございます。最初に川村委員からもご指摘ございましたが、脱炭素という部分で、今後、また自治体、市と

しましても計画をつくったりという部分が出てまいりますので、そういったところもにらみながら、長期的にどのようにお示しできるかというのが、今、絵があるわけではないですが、そういった考えを持った上で、そういう計画もつくっていくというようなところで検討をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○ 川村幸康委員

増額補正でそういうことで伸び代はあるということだと思いますよね。それをもっと伸ばしてやろうという考え方は悪いことではないと思っておるのやわ。この予算立ては、投資と思ったらな。だから、そういう意味でいくと、もっと伸ばす方向性としては、やっぱり単年度で補正を組まなくても、中長期でごぼっともっとあつたら、もっと来たかも分からんでな。そこらを含めて考えてください。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしという言葉いただきましたので、質疑はこれにて終了させていただきます。

討論、ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしと認めます。

討論がありませんでしたので、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るもの、事項としては何かありますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしと認めます。

それでは、全体会には送らないこととさせていただきます。

[以上の経過により、議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者入替えをさせていただきたいと思います。

協議会を行いますので、理事者入替えをお願いします。

ちょっと休憩しましょうか。じゃ、再開は午後3時半とさせていただきます。

15:14 休憩

15:41 再開

○ 竹野兼主委員長

次に、令和3年度第1回四日市市環境保全審議会が開催されたとのことですので、報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 内系環境保全課長

環境保全課長の内系です。

続きで、79分の17ページから最後まで。

資料はたくさんありますが、かいつまんでご説明させていただきたいと思います。

都市・環境常任委員会所管事務調査資料としまして、令和3年度第1回四日市市環境保全審議会についてということでございます。

この環境保全審議会につきましては、名前のおり環境の保全に関するような事項を審議していただく場ですが、平成27年度まで市議会議員の方に委員として参加していただいておりますので、所管事務調査の事項となっております。よろしく申し上げます。

79分の18ページのほうをご覧ください。令和3年度の第1回の四日市市環境保全審議会の審議内容をお示ししております。

8月3日の14時から2時間半ほど開催しております。全17名のうち3名が欠席され、14名で開催しております。

今回の審議事項につきましては、パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業に関してであり、いわゆるメガソーラーの関係になるんですが、この事業につきまして三重県環境影響評価条例に基づく簡易的環境アセスメントが必要となる事業となっております。

ページのほう、20ページのほうをご覧ください。

同審議会の委員の名簿となっております。委員につきましては、2年任期となっております。会長には中部大学の福井先生、副会長についてはビオトープ・ネットワーク中部会長の長谷川先生のほうになっていただいております。

続きまして、21ページ、次のページをご覧ください。

環境アセスメントについて簡単に説明させていただきます。

下段のところに環境アセスメントとはというふうに書いてあるんですが、ここに書いてあるとおり、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが事業を開始する前に、あらかじめ調査、予測、評価を行って、その結果を公表して、住民であるとか、市長、知事からの意見を踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていこうという制度となっております。

そうすることで、事業に係る環境保全について適正に配慮されるということを確認しながら、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活を確保することに資するということを目

的としております。

もう一枚ページをめくっていただきますと、22ページのほうをご覧ください。

対象事業ですね。事業種類、あと、対象事業、準対象事業というふうに規模要件によって分けて定められております。事業の種類それぞれに対して、個別の規模要件、何ha以上といったことが定められており、これらの要件に当てはまる事業について環境アセスメントを実施する必要があるといったこととなります。

後ほど説明しますが、今回のパワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業につきましては、表左側の15のところ、宅地その他の用地造成——太陽光発電についてはこの項になるんですが——に該当しまして、開発面積が19.7haといったこととなりますので、準対象事業ということで簡易的環境アセスメントを実施することとなっております。

もう一枚ページをめくっていただいて、23ページにつきましては、アセスメントの流れが示してありますが、下段のほうにどんなことを調査するのかというところがあります。大気環境、水環境であるとか、水生生物、植物の関係、生態系の関係、温室効果ガスの関係と、様々な評価を行うこととなっております。この簡易的影響評価につきましては、過去の文献等を利用して評価してもよいといったものになっておりまして、その簡易評価書を作成することとなっております。

この簡易評価書に対しまして、市長のほうは意見を述べるということになっておりますので、その意見を取りまとめるため、今回、環境保全審議会に諮問をさせていただいております。

少しページが飛びます。39ページまで飛んでいただけますでしょうか。

パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業の概要のほうが表示されている資料となります。よろしいでしょうか。

先ほども説明しましたが、このパワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業につきましては、内部地区内の貝家町、北小松町に設置するという事業で、区域約19.7haに対しまして、10.5Mwの太陽光発電設備を設置するという事業となっております。

事業規模により、先ほども言いましたけど、簡易的環境アセスメントが必要となる事業になり、表のほうには評価項目、スケジュールなどをお示ししております。

40ページからは、事業者が行いました簡易的環境影響評価の概要をお示ししております。水環境とか、陸生動物、植物といったところの評価のほうが表示されておりますので、また後ほどご覧ください。

79分の69ページ、少し飛びますけど、ここからは、委員のほうから出た意見を取りまとめてあります。要約といった形になりますけど、ここのほうで質疑の概要を取りまとめておりまして、先ほども言いました水環境、陸生動物、陸生植物や生態系に関する専門的な意見、質疑等が交わされております。また、さらにより専門的なことを検討するために、専門部会を設けることとして、第1回目につきましては8月25日開催しており、合計2回程度の専門部会を開催することとしております。

この専門部会を開催した後に、10月中に2回目の環境保全審議会を開催し、市長への答申案をまとめる予定となっております。

以上が令和3年度第1回四日市市環境保全審議会の会議概要となります。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑を受けたいと思います。

ご質疑のある委員の皆様は挙手にて発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段ご質疑もありませんので、本件はこの程度といたします。

以上で、環境部の所管事項は全て終了となりました。

理事者は退席をしていただきたいと思います。ご苦勞さまでございました。

委員の皆様はしばらくお待ちいただきたいと思います。

インターネット中継を終了してください。

先ほど皆さんに配付させていただきました昨日のスポーツ活動振興事業費の部分のところについて、質疑と答弁の要旨をまとめさせていただいております。

その中で、その他の形で事業実施手法の見直しという形で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、スポーツイベントの規模の縮小や中止を検討しながら、市民の安全、安心を守るための取組を強化するべきであるという形で用意をさせていただきますし

たが、これで全体会に送らせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

その形で進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

あと、8月の定例月議会の議会報告会ですが、令和3年11月2日、今の状況でやれるのかどうか少し分からないところもありますが、8月定例月議会のシティ・ミーティングのテーマ、当日の役割分担、委員の皆様にご意見を聞きたいと考えております。

テーマについては、会議用システムにアップロードさせていただいておりますが、テーマについて、もし何かご提案、ご意見がありましたら発言をお願いしたいと思っております。

○ 川村幸康委員

ないというやり方もあるのかなと思って。ただ単に議会報告会だけして。

○ 竹野兼主委員長

シティ・ミーティングじゃなくて。

○ 川村幸康委員

もう議会報告会だけして、終わらせてもらうという形も、このコロナ禍やったら大事なとこと違うかなと思って。

3密ということで行くと、どんな状況になっても分からないんだけど、考えられる11月までに収まっていないと思うのやわ。インフルエンザがはやる時期でもあったり、風邪がはやる時期でもあって、また、爆発する前の予兆でもあると、そこらは最初からある程度判断しておいて、議会報告会だけに絞って、それもできるかどうか分からないから、まずは様子を見ながら。

それと都市・環境常任委員会としても、もしあれやったら議会報告だけで、シティ・ミーティングのほうはコロナ禍のあれということで別に私はしなくてもいいのかなと思ったりするんだけどね。

○ 竹野兼主委員長

川村委員からそのような意見が出ましたけど、これも委員会の総意の話になると思いますので、他の委員の……。

○ 川村幸康委員

総意っていうより、私はこういう考え方をっておるの。そういうことを市民に持ち出すことによって、そういうことから……。

○ 竹野兼主委員長

今の話のところでいうと、こういう状況でもあるので、ただ、今回の決算の議会については、報告はするけどという。そこはちゃんとさせてもらう代わりに、シティ・ミーティングという……。

○ 川村幸康委員

コロナ禍で時間を短縮する意味も含めて、都市・環境常任委員会としてはそういう判断をしたというのが一つの考え方やで、すごい大事なことと違うかなと思って。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。そうしたら、委員の皆さんがそれでご承知いただけるのであれば、報告をさせていただいて、そのような形で取り進められるようにさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

今の部分のところでいうと、報告会はされるということなので、司会は副委員長がしていただくというのはこれまでの定例かなと思うんですが、報告については、この前少し正副との打合せの中で考えたんですが、まずは新しく入られた議員の皆さんの中には、少しずつでも前へ出てもらうことが重要かなと、今、お二人が新人の議員という状況もあるので、資料を用意させていただいて、私と新人のお二人、3人で分けさせていただきながら、一番得意の部分というか、一番いい部分を話す。

○ 荒木美幸委員

部局じゃなくて、決算、予算で。

○ 竹野兼主委員長

その部分のところで分けた形で報告をしていただくというのを3人でやらせてもらおうかなという話をしていたんですけど。いや、私も報告したいというのであれば、ぜひ。4項目ありますので、もう一人言っていたら、というのが提案としてはあるんですけど、いかがでしょう。

○ 石川善己委員

ただ、司会と報告を……。

○ 竹野兼主委員長

司会をさせてもらっておるけど、すぐに入るんじゃないくて、司会の状況では大丈夫やねという話をさせてもらっていますので。

太田委員、いかがですか。何かその四つの中で一番……。

○ 太田紀子委員

別に何でもいいんですけど。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、報告をしていただくという。じゃ、この4人でやらせていただくということでもろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その形で議会報告会は進めさせていただきます。

この内容につきましては、改めて委員の皆様の中でどの部分がいいのかというのを資料も含めてお渡しさせていただけるよう調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 石川善己委員

確認だけ。事務局に確認したいんですけど、議会報告会自体の開催の可否については、議会運営委員会で判断やと思うんですけど、それはいつがリミットですか。

○ 大関主事

一応、開催場所、日時については、議会運営委員会からもうご提案をいただいておりますので。

○ 竹野兼主委員長

決まっておるものね。

○ 石川善己委員

ただ、やるかやらないかというような判断は議会運営委員会やと思うんだけど、それってぎりぎり、いつもやっていたのって、するのやったらいつまでには決めないとというのがあったと思うのやけど。いつの議会運営委員会が最終リミットの判断になるのか。

○ 川村幸康委員

広報の発行日やろう、決めておったのは。広報の発行日までに中止するかどうか決めなアカんで、広報のゲラ刷りが終わるまでに決めんと。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。一度そこの部分も含めて、もしやる場合には、この4人の形で進める。それでいついつまでにという決定があった場合には、その部分のところについてまた改めて委員の皆さんにご報告、メールで配信させていただくということでご了解いただきたいと思います。よろしいですか。

○ 石川善己委員

結構ですけど、もう分かっているのかなと思っておったもので聞いただけなものですから。

○ 竹野兼主委員長

あと、所管事務調査という形ですが、今の話のところていくと、所管事務調査もやるといふうなところについてはどうかなと思っています。ただ、11月の一応予定としては、15日が第1候補で、11月8日が第2候補という形で取っております。

内容だけじゃなくて、議会報告会の報告の部分のところて確認をするという事務的手続がありますので、もし議会報告会を実施した場合には、それを行わせていただきたいと思うんですけど、日程的に一応見ていただいて、11月15日、11月8日、どちらがいいか、都合が悪ければというので、一度確認だけしていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員

15日は午後ですね。二つとも午後ですね。

○ 竹野兼主委員長

そうです。

では、第1の11月15日月曜日を一応予定として置かせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

もし中止というような状況になりましたら、皆さんにまた改めてご報告をさせていただきます。それと、さっきもその状況によって所管事務調査の部分のところについては、もう行わないという形でよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、もし令和3年の11月2日に議会報告会を行った場合には、その内容を確認する程度で、多分30分もかからずに済むと思いますので、申し訳ありませんが11月15日に実施を

させていただくということでご理解いただきたいと思います。

あと、6月の定例会議会の委員会で、他市の視察の受入れ状況について資料をアップロードさせていただいています。しかしながら、今の新型コロナの感染状況では計画を立てることが非常に難しいと思っておりますので、今後、状況を見て協議をしていくということで、今回は行うという状況は一旦見送るということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、最後に分科会長報告、委員長報告につきましては、正副に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、以上全てが終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

16 : 00 閉議